

第百八十六回国 参議院 法務委員会 會議録 第十七号

(二九九)

平成二十六年五月二十二日(木曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 荒木 清寛君

理事 山下 雄平君 若林 健太君 小川 敏夫君

委員 石井 準一君 宮沢 洋一君 柳本 卓治君 吉田 博美君 有田 芳生君 江田 五月君 前川 清成君 佐々木さやか君 行田 邦子君 仁比 聡平君 谷 亮子君 糸数 慶子君

國務大臣 法務大臣 谷垣 禎一君

副大臣 法務副大臣 奥野 信亮君 文部科学副大臣 西川 京子君

大臣政務官 法務大臣政務官 平口 洋君

最高裁判所長官代理者 最高裁判所事務 総局人事局長 安浪 亮介君 最高裁判所事務 総局経理局長 垣内 正君

事務局側

常任委員会専門員

機原 利明君

政府参考人

内閣官房法曹養成制度改革推進室長 大場亮太郎君

法務大臣官房司 小川 秀樹君

法務省民事局長 深山 卓也君

法務省矯正局長 西田 博君

法務省保護局長 齋藤 雄彦君

文部科学大臣官房審議官 中岡 司君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○法務及び司法行政等に関する調査

(法曹養成制度等現下の諸課題に関する件)

○司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(荒木清寛君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

法務及び司法行政等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房法曹養成制度改革推進室長大場亮太郎君外五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(荒木清寛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(荒木清寛君) 法務及び司法行政等に関

する調査を議題とし、法曹養成制度等現下の諸課題に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○若林健太君 おはようございます。自由民主党の若林でございます。

本日は、法曹養成制度等現下の課題についてと

いうことでの一般質疑でございます。

まず初めに、報道によりまして、今年の司法試験の受験者数は八千十五名と、三年ぶりに増加をしたということでございます。その背景には、今回の法改正により受験回数制限が廃止されること

があるという指摘もあるわけですが、この点について、法務大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(谷垣禎一君) 今年の受験者数は八千十五人、昨年より三百六十二人増加しております。これはあくまで速報値ですので、今後、若干正式には変わるかもしれません。

それで、なぜそうなったのかということでございますが、確たる原因は不明と言わざるを得ないんですが、今おっしゃいましたように、これまで司法試験の受験の回数が五年で五回受けられることにしようという今改正案を御審議いただいている最中ですので、受け控えというようなことは余り意味がないんじゃないかと思っております。

節は確かにあるんだと思っております。

○若林健太君 司法試験法の改正法案については、今後この審議委員会で行うことになっておりますので、本日は、法曹養成制度全般について、大きな観点からこれから質疑をさせていただきます。

受験者数が増えたというのは非常に朗報であり、一步改善をする兆しなのかもしれません。しかし、全体とすると、法曹志願者の減少問題と

いうのは大変深刻でございます。法科大学院の志願者数や入学者数というのは年々減少しております。文部科学省の公表資料によりまして、今年度の法科大学院の志願者数は一万一千四百五十人。これは、ピーク時、平成十九年が四万五千人を超えておりましたので、ざっと四分の一、減少しているということでございます。

さらに、法科大学院の入学者数を見ますと、当初五千六百人おりましたが、年々五百人ずつ減って今年度は二千二百七十二名ということでございます。これは入学定員数の六割に該当するわけで、こうした法曹に向かう有為な人材、減少してきているという事態について、法務大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(谷垣禎一君) 大変その点は私も頭痛の種でございます。去年六月の法曹養成制度検討会議の取りまとめで、去年六月の法曹志願者が減少した理由については分析をしております。一つは法科大学院間のばらつきが大きいと、そして、全体としての司法試験合格率が高くなっております。それから、司法修習終了後の就職状況が厳しい一方で、法科大学院において一定の時間的、経済的負担を要することから、法曹を志願して法科大学院に入学することにリスクがあると捉えられていることが原因であると、こういう分析をしております。

こういう分析を前提といたしまして、今、法曹養成制度改革推進会議の下で、内閣官房法曹養成制度改革推進室、それから関係省庁等において、これに対応する施策の実施、検討を進めているところでございます。

それで、具体的には、法務省では、法曹有資格者の活動領域をもっと広げられないかと、この取組をやっております。それから、文部科学省におかれては、法科大学院の教育の質を確保するため

の組織見直しを進めておられますし、それから共通到達度確認試験の制度設計等々を行ってロースクールの質を底上げしてこうと取り組んでおられる。それから、中教審におかれては、ロースクールに行くことは時間的、経済的負担があるということに対応することからも、飛び入学の活用等々で学部段階を含む法曹養成期間の短縮について今検討を進めていただいております。期間が短縮すれば経済的負担もそれに応じて短縮しているというようなことを今取り組んでいただいております。

○若林健太君 今、課題全般について整理をしてお話をいただきました。

具体的には、例えば法科大学院についてですが、プロセスとしての法曹養成の中核として位置付けられているわけですが、法科大学院を出た人たちの司法試験合格率が二五％前後になっていると、こういう低迷した状況と。必ずしも中核的な、この位置付けられるその期待に応えられていないのではないかと、こういう指摘もありません。また一方、入学定員総数の六割しか入学者がないということも考えますと、これからの法科大学院がどのように改革され、どうした役割を果たしていくのか、今後の法科大学院の在り方について大臣の御所見をお伺いしたいというふうに思っています。

○国務大臣(谷垣禎一君) かつては点、司法試験という点で養成しようという、それだけではいろいろ弊害が大きかったので、プロセスとして養成して、こういう仕組みにしたということとございます。それで、そのプロセスというのは、法学教育、それから司法試験、その後の司法修習、三つが有機的に連携しなければならぬということとございますが、法科大学院はまさにその中核といたことで制度設計をされてスタートした。しかし、先ほどからお話がありますように、司

法試験合格率のばらつきも非常にあります。また、定員充足率も低下しているというような問題が指摘されております。それで、現在、定員とそれから実入学者数が大きく乖離している。この定数を見直すなど法科大学院の組織見直しを促進していかなくちゃいけない。それから、教育の質を先ほど申しましたけど向上させて、修了者の多くが司法試験に合格するような教育となるような改善をやる必要があることだと思っております。

それから、法曹を目指す者が、国際的な法的紛争等々がこの頃多くなってきたとありますので、それに対応する能力等々、国内の法廷実務にとどまらない幅広い分野の専門性を身に付ける必要があると。

それから、やはりそういう法律問題の多様化あるいは複雑化ということに対応していくためには、一度資格を得た者が、生涯教育といえますか、最先端の専門分野やあるいは極めて高度な専門領域についても継続的な教育が必要なわけですが、そういう継続教育の基盤としてロースクールが機能を発揮するようにできないかといったような工夫も必要なのではないかと。

○若林健太君 次に、少し別の観点から御質問したいと思いますが、最近、学部生ですとかあるいは法科大学院在学生在が多数、予備試験を受験しているという現状がございます。

こうした現状に対して、予備試験は本来、経済的事業や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由によって法科大学院を経由しない者にも法曹となる道を確保すると、そのための制度だということとあって、現状、学部生や大学院生がほとんどと受けてしまっているというのはその趣旨にそぐわないのではないかとといった問題点を指摘され、予備試験の受験資格を制限すべきだという意見があるようでございます。しかし一方、現状

のように法科大学院修了者の司法試験合格率が低迷している中で予備試験の受験資格を制限するということは、かえってますます法曹志願者の減少を招くおそれがあるのではないかと、このように思っています。

この点について、法務大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 予備試験は、おっしゃったように、経済的な事情、あるいはいろいろな事情があると思いますが、既に実社会でいろいろな経験を積んでいると、必ずしもロースクールに行く必要がないとか、いろいろな方がいらっしゃるわけで、そういう方々の、バイパスという言葉が適切かどうか分かりませんが、そういうルートとして本来用意されたわけでございますけれども、今委員が指摘されたように、本来、プロセスによる教育の中心的存在であるはずのロースクールの在学生在が予備試験を受けるとか、必ずしもバイパスとは言えない、むしろそっちの方がエリートコースじゃないかとかいうような議論もある。だから、本来の制度とはちよつと違つた使われ方をしているという指摘が一方である。

他方、予備試験というものを積極的に評価して、そのためには受験者の負担、今いろいろなことで多過ぎるんじゃないかと、あの教養試験とかいうようなもの、余りにも重荷を課しているんじゃないか、もう少し予備試験の科目数も簡素にすべきではないかという御意見もありません。

それで、これ、いろいろな問題点があるんだと思うんですが、先ほど申し上げたような、結局、学部があつて、ロースクールがあつて、その後に司法修習があると。相当、美しく言えば手厚い、ちよつと悪い言い方をすれば、もうこんなにくさんやる必要があるのかというようなこともあつて、経済的、時間的負担を重荷に感ずる方もあつて、そういう方がまた予備試験を利用していただいているというふうなこともあるわけでございます。ですから、現在、法曹養成制度改革推進会議の下で、実際いろいろなデータを分析して、まだ予備

試験、回数が少のうございますから、予備試験制度を見直す必要があるかどうか、データに基づいた分析を行わなければならないというので、それをやっているところでございます。

要するに、優秀な、あるいは将来いろんな可能性を含んでいる若い人たちが、何か制度がどうもしつかりしていないからとか、あるいはがたがたしているからあそこは行くのはリスクがあるぞと思つたことであつてはいけませんので、きちつとそういう方々が、あそこを選ぼうと言つていただけるような改革を進めていかなければならないと思っております。

○若林健太君 今大臣から予備試験制度についてのお考えを伺う中で、実は既にその問題点、問題意識として浮かび上がってきていることがあると思つております。それは、今大臣からお話がありましたように、優秀な学生がやっぱり選択肢をより多く持たせてあげる。今の制度の中に、やっぱりどうしても時間的、経済的な負担が重いと。そういう中で、優秀な学生については、あるいは飛び級制度だとかそういうことも検討しながら選択肢を増やしてあげると、そのことがまた法曹志願者の裾野を広げることになるのではないかと、このように思っています。

今、予備試験は予備試験の問題としてきちつと整理する必要がありますが、一方、現状そういうニーズがあるという中で、そうした新たな、この法曹養成制度の中で、法科大学院を含めたその制度の中でそうした検討をする必要があるんじゃないかと、このように思っています。その点について大臣のお考えをお願いします。

を考へることが不足していたなと今はつくづく感
じているところがございます。そういうところに
、そこでまたそういう時間的、経済的な負担の
重さを感じる方が出てきている。

そういう中で、養成期間の短縮、先ほどちょっ
と申し上げましたが、中教審で飛び級というよう
なことも検討していただいているのは、これは一
つのそういう問題を解決する手段であろうと私
は思っております。そういう中で、若い方々に
なるほどそういうことなら行ってみようかと思
うような道を何とか切り開いていかなければいけ
ないと思ひます。

○若林健太君 先般、自由民主党の司法制度調査
会において法曹人口・司法試験合格者数に關する
緊急提言というのをまとめさせていただきまし
た。この提言は、これまで述べてきたような法曹
志願者の減少という状況に対する危機意識から、
法曹の魅力を戻すために、一旦、体質を強化
するため合格者の人数を絞り込もうという、そう
いう考え方に基ついております。

この提言を受けて、今後、法曹人口及び司法試
験合格者数の在り方についてどのようにお考えに
なっておられるか、大臣のお考えをお伺いしたい
と思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 自民党司法制度調査会
でこの間、大変熱心に御議論をいただきまして、
法曹人口に關して緊急提言を取りまとめいただき
いたのは大変有り難いことだと思つております。
それで、法曹人口に關しては毎年合格者を三千
人にするという目標でこの制度をスタートさせ
たわけですが、必ずしも、なぜ三千人なのか
という根拠を十分にあの当時整理できていなかつ
たんだと今つくづく思つております。おむね
フランス程度の法律家の割合、国民の人口比に對
する割合ということでスタートした。

今、法曹人口についてそのような様々な混乱が
ございましたので、法曹養成制度関係関係会議の
決定に基づきまして、内閣官房の法曹養成制度改
革推進室で少し具体的な調査をきちっとやりなが

ら、過去必ずしも、何というか、きちつとした分
析ができていなかったという反省を基に、必要な
調査を基に必要な法曹人口、その結果を二年以内
に公表したいということで今作業を進めておりま
す。

いろいろ御意見の対立があつたものですから、
粗ごなしもなかなか簡単ではなかつたところ、あ
あいう具体的な御提言はその粗ごなし、粗ごなし
と一言と言葉は悪うございますが、かなり意見の
対立がある中でこの粗ごなしの役目などを随分果
たしていただいているのではないかと。こういう御提
言も踏まえまして、できるだけ調査を迅速に進め
たいと、こう考へております。

○若林健太君 その自民党の提言の中にあるん
ですけど、直近の第六十六期におきまして、司法修
習終了直後の弁護士会一括登録日の未登録者が五
百七十名に上るなど、司法修習終了時に就職先を
確保できない者が激増しているという実態があり
ます。また、そうした飽和状態から、登録一年未
満の新人弁護士のみで開業する事例が出ておりま
して、弁護士会等による組織的なOJTの体制が
整えられなくなつてきているというようなことが
ら、実務経験、OJT不足という法曹の質の問題
が生じているという指摘もこの提言書の中に書か
せていただいております。

この点について、大臣の認識をお伺いしたいと
思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) どの職業もそうだと
思ひますが、こういう法律家、専門職で一人前
育つていくためには、先輩弁護士から指導、助言
を受けながらオン・ザ・ジョブ・トレーニングを
やっていくということは、もうこれは欠かせない
極めて大事なことだと思つております。

それで、登録一年未満の新人で、まあこれは就
職先がないということもあるのかもしれない
が、開業する例が増加、そういう傾向が見られる
と。したがって、弁護士会による組織的なオン・
ザ・ジョブ・トレーニングの体制をもつと整えて
いく必要があるんじゃないかと御指摘は私は

十分理由のあることだと思つておりまして、法務
省としても、日弁連と協力をしながら、より質の
高い法的サービスを提供できるように体制を整え
ていくことに努力をしたいと思つております。

○若林健太君 それでは、少し観点を変えまし
て、先ほど大臣の御答弁の中でもお話しいただき
ましたが、法曹の魅力を増していくためには、法
曹が、従来の法廷実務の分野だけではなくて、社
会の様々な分野でその能力を発揮して活躍してい
くことのできる魅力的な職業になつていくことも
必要だと思ひます。

平成十三年六月の司法制度改革審議会意見書に
おいても、法曹は、法の支配の実現のための言
わば国民の生活上の医師として、個人や企業な
どの諸活動に關連する法的問題の解決のみなら
ず、広く国際社会において、内外のルール形成や
運用の様々な場面において活躍することが期待さ
れていることでもあります。しかし、昨年六月
月にまとめられた法曹養成制度検討会議取りま
つたものも、法曹有資格者の活動領域は広がり
り、更に拡大を図る必要があると指摘をされてい
るところです。

そこで、このような観点から幾つかお尋ねをし
たいと思ひますが、法曹有資格者がその活動領域
を拡大していくためには、まず新たな活動領域に
挑戦していくための土台づくりを早い段階から
行つていくことが肝要だと思ひます。その意味
で、現在のプロセスによる法曹養成制度の中核た
る存在である法科大学院において、企業法務や国
際法務など、そういった分野についても学習する
機会が重要ではないかと、こんなふうに思ひます
が、法曹養成制度改革推進会議の副議長を務めて
いる大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) ロースクールでは、一
つはやはり法律家として基本になる基礎的な知識
と申しますが、そういうものをしっかりと身に付け
させなければならぬ、これは当然のことだと思
ひますが、今おっしゃつたように、実務法曹とし

ているような分野で活動していくためには、その基
盤となる多様な、何というんでしようか、ものを
学んでいく必要があるんじゃないかと思ひます。

それから、ちよつと今のお問ひかけとすぐ結び
付くかどうか分りませんが、さらにロースク
ールとしては法曹の生涯教育の基盤ともなり得るよ
うな役割を果たしてもらいたいというふうには私
は思つておりまして、そういうような観点から、多
様な活躍の足場を提供するような改革を進めてい
ただきたいと、こういうふうにお考へております。

○若林健太君 教育レベルでもそういう取組を
しながら、しかし、この司法制度改革の結果、企
業内で働く弁護士というの、平成十三年の六十
四名から昨年は九百六十五名、拡大はしてきてお
ります。また、任期付公務員の形で国家公務員と
なる弁護士の数も増加してきているわけでありま
す。こうした多様な働く場所をと、これは大変重
要だと思つておりますが、法務省では、法曹有資
格者の活動領域の拡大に關する有識者懇談会を設
置するなど、この点に關する取組を進めていると
いうふうにお考へております。

ただいま申し上げたような企業や国の機関で勤
務することなどを始めとして、法曹有資格者が活
動領域をより一層拡大していくためどのような視
点に基ついて努力をする必要があるのか、大臣の
お考へを最後に伺いたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、若林委員おっしゃ
いましたように、法曹有資格者の活動領域の拡大
に關する有識者懇談会というのをつくりまして、
日弁連や何かと御一緒に、国、自治体、あるいは
福祉、それから企業、それから海外展開、こう
いった各分野の活動領域をいかにして拡大してい
くかというところで議論を、取組を行つておりま
す。

それで、幾つか大事な点がございまして、一つ
は、例えば自治体なんかには弁護士を雇用してい
ただくと。そうすると、今まで顧問弁護士として
いろいろ相談に乗つてもらつてはいたけれども、常
に弁護士が役所の中にいて、何かあるときにすぐ

一つの目的ですね。ですから、やっぱりそういう方々にきちっと法律家の道を歩んでいただけるような奨学金なり、そういうものの充実ということも私は大事なことだと思います。

ただ、必ずしもそれが全てだとは私どもは考えておりませんで、例えば十分な社会経験を積んでいる法律家の、何というんですか、身に付けるべきことをほかの経験で随分補っておられるので、必ずしもロースクールに行く必要はないと御判断の方もいらっしゃると思うんですね。だから、そういう方々のお考えもまたどこか生かしていく道も必要なのかもしれないと思います。

だけに、今、小川委員がおっしゃいましたように、経済的な困難の方をどうしていくかということがやっぱり一番中核的な課題ではあると思います。

○小川敏夫君 予備試験の在り方として、ほかの分野で、既にロースクールに行かなくてもいい程度の能力といえますか経験や備えた方にも道を開くんだということも目的だということですが、そういう方に道を開くのであれば、それはそういう制度を設ければいいので、何も予備試験という制度にこだわることはないわけでありまして。また、そういう方に対して道を開くのであれば、現役学生やロースクール生がそういう道の試験を受ける道はないわけですから、それはそれでまた別の仕組みを考えたいのではないかとというふうな意見を言わせていただきます。

あと予備試験について、この試験科目なんですけれども、これも前回質問させていただいたんですが、教養科目というのがあります。これが私は不要なものはないか、あるいは、高校から大学受験して進路を決めてきた人によって、具体的に言えば数学や理科系が入っているということで、大分、高校から大学受験の進路を選ぶときの勉強の仕方によって差が出てしまうのではないかと。こういう意味で不公平がある、不公平感が出てしまうのではないかとというふうな思っておるんです。ですから、端的に言えば、この教養科目は廃止

する、あるいは教養科目を履修したと思われる大学の一般教養修了課程とか大学卒業生には免除するとか、そうしたことを具体的に早期に実現するべきではないかと思っておるんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 公式には、これは改革推進会議の下で検討を行っているということでございます。それからまた、教養科目がかなり大学間の差別といえますか、こういうものにもつながりかねないのではないかと御指摘、委員の御指摘があるわけですね。それに対しては、できるだけ出題の仕方も現在工夫はしているわけですが、委員の御指摘のようなことも念頭に置きながら議論を進めてまいりたいと思っております。

○小川敏夫君 今の予備試験の位置付けは、ロースクール卒業生と同レベルの実力を求めているわけですか。

そうしますと、じゃ、予備試験に教養科目というものがあるのであれば、ロースクールにおいてもそのような教養科目を勉強させて、そしてロースクール卒業生にも本来そういう教養科目を問うべきであると思うんですね、ロースクール卒業生と同レベルと言っているわけですが、現実にはロースクールにおいてこういう教養科目の授業、講義はしていません。それから、ロースクールの卒業生について、こういう教養科目についてその実力を問う試験がないわけですか。

ですから、ロースクールの卒業生と同程度の実力を測るといいたが、ロースクールにおいては勉強もしていない、試験もない科目について、予備試験にこの教養科目があるということは私は論理的におかしいのではないかと思っております。いかがでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 論理的におかしいということは私はないと思うんです。いろいろな幅広い教養を法律家が実務の上でも必要だろうと私は思いますので、教養科目を要求する意味もそれはないわけではないと思うんです。

ただ、それが余りにも重荷になつていないかとか、あるいは大学間の差別みたいなことになつていやしいかという御指摘には十分耳を傾けながら検討を進める必要があると思っております。

○小川敏夫君 法曹人が教養が必要ないとは言っておられないわけですか、当然法曹には持つべき教養は持つてもらわなくては行けないと思うんです。

私が論理的におかしいと言っているのは、ロースクールにおいてそういう勉強もしていないし、ロースクール卒業生についてそういう教養についての実力を判定する試験も課していないのに、同じ資格を付与する予備試験においてのみ教養試験があるということはやっぱりバランスが取れないんじゃないですか、こういうふう聞いて、それで論理的に釣合いが取れないんじゃないか、おかしいのではないかと、こう聞いておるわけですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) これは、法科大学院の場合にも前の学部というふうなものがある程度想定されているということはあると思うんです。したがって、予備試験においでの方もいるんの方がいっぱいあると思うんですね。

ですから、学部、学部といいますが、四年の学部の課程でどれだけ教養単位を取っているかというふうなことをどう考えていくかとか、その辺はいろいろ考える必要があるだろうと思っております。

○小川敏夫君 ざつとばらんに言いますと、五科目から問題を出していただくわけですか。そうしますと、これもこの前言ったんですけれども、今の大学受験の実情は、国公立を受ける方は、国公立が五科目受験ですので、高校で勉強する際にも五科目受験を以て五科目を中心に勉強するわけですか。

ですけど、ほとんどの私立大学は数学、理科がない国語、社会、英語系という三科目受験です。もう高校での授業の際に、私立大学受験コース、私立大学文系コースというともう三科目中心になつちやうって、数学、理科は余力を入れてい

ないような授業が行われているというのが実態だと思つておるんです。

そうしたことを踏まえて、大学に入つてきて、大学で教養の勉強をしていないわけじゃないけれども、しかし、現実にこの予備試験を受けるという場面になった場合に、ざつとばらんに、私立の法学部の学生に言わせて、もう法律の勉強で手いっぱいなのに今更遡つて数学の勉強なんかできないよというのが実情だと思つておるんですね。

ですから、みんな高校を出たんだから当然高校で備え付けべき教養は分かっているのが当然だから、三科目しか勉強しないやつが悪いんだといえればそれまでかもしれないけれども、現実には、やはり五科目受験の国公立を目指して勉強した人が結果的には有利になつていっているんじゃないかというふうな思つておるんですね。ですから、そんな不公平感も感じる人も随分多いものですから、この教養科目は廃止するか、あるいは、先ほども言ったように、大学卒業生あるいは一般教養の修了者については免除してもいいのではないかとこのことを思つておるんです。

何かこの点についても今検討していると、今回、司法試験の改正案の中には盛り込まれなかったにしても、今これをどうするかということを検討しておるようです。これはもう意見は出尽くしているでしょうから、これ、早くもう結論を出して、その結論は、廃止するという方向で結論を出していただきたいんですが、早急に対応していただきたいというふうな思つておるんですが、これは大臣というよりも内閣府の方でしょうかね、今検討会議をやつておられるのは、そういう声があるということを是非強く伝えていただきたいというふうな思っています。答弁は結構です。

次に、法科大学院の定員について質問させていただきます。

これも、文科副大臣にも度々お越しいただいて、私は、常に有力校の定員が多過ぎるのではないかと、有力校の定員が多過ぎれば、有力校には当然人がどんどん集まるという吸引力も

えないこととございますので、そこは今回のこの公的支援の内容の精査をして、やはりそういう一定の配慮というのをはかるべきだと思いますので、そういうことをきちんと御意見も頂戴しながら検討してまいりたいと思います。

○小川敏夫君 補助金を減らして定員を削減を促すというの私の一つの考えとして示させていただきましたが、あるいは、どうしても定員が欲しいんだら、例えば二百何十人も必要だったら、そのうち百何人は地方に分校をつくってそこでやれと。つまり、東大は今、本郷にあるんですか、東京には百五十人にして、あと百二十人は被災地の岩手辺りにつくって、東京大学岩手ロースクールとかつくと。早稲田、慶応、中央も、いや沖繩に分校つくってやるとか、そういうぐら

いのことをして、かなりやっぱりそれは文科省に強権がないと、お取り潰しの権限がないのはそれは当然で民主的だと思ふんですけれども、強い意思を示していただかないと、やはり良き法曹をつくるというこの法曹制度がいい形で動いていかなーかと思ふので、そこをしっかりと前向きに是非検討していただきたいというふうに思っています。

では、そのほかの法曹養成に関する質問はまたの機会に譲ることといたしまして、文科副大臣については御退席いただいても結構でございます。

○委員長(荒木清寛君) 西川文科副大臣は御退席ください。

○小川敏夫君 それでは、残りの時間は会社法に關する質問をさせていただきますというふうにして、今回の会社法の法案説明の際に、この白表紙というんですか、会社法の一部を改正する法律案関係資料、厚さを測ってききましたら二十四ミリありました。そのほか関係法律の整備まで含めますと全部で九センチの厚さでございます。これは事前にいただいておりますが、なかなかそういうものを全部を通すのは大変ですから、法案の説明等につきましては、やはり法務省なり役所の方でそれをまとめた説明資料というものをいただいで、それを言わば我々は信

頼しまして、それを基に法案の検討、法案審査等をしておるわけでございます。

今回の会社法の審査におきましても、法務省からいただいたような要約資料、七枚の資料でございますか、これを基に、今回の会社法の改正内容はこれだということで、党としても法案の審査をさせていただいて、それで、そこに表れている改正部分については、社外取締役の義務付け等がないことで不十分であつても、しかし前向きであるということで、賛成ということと党としての対応を決めて、それで衆議院でも賛成の態度を取らせていただきました。

しかし、この詳しい説明資料を見ますと、改正条文を検討しますと、言わばその説明資料には全く入っていない改正事項がございました。これは、私が今特に取り上げて質問しております支配株主の少数株主への株式売渡請求等については全く説明がありませんでした。

私は、こうした改正の内容、決して取るに足らない形式的な内容ではなくて、実質的な内容を伴う改正のことについて、やはりその説明の内容からこぼれていると。そういうものが全く出ていない説明資料を各政党に、私も野党だけでなく与党の方にも同じ資料ということでございましたから、提出して、それで法案検討をというの、これは余りにも好ましくない在り方だと思ふんですが、この点については、もう民主党の前川委員からも質問がありましたけれども、改めて、やはりこういうことがあつては決してならないと思ふんです。

余りにも国会の審議を形骸化させるものだというふうにも思つて、私は非常に重大なことだと、今考えれば考へるほどそういう思いが高まってくるんですが、どうでしょうか、この点について大臣の御見解は。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今回のこの法案につきまして、事前の御説明やあるいは説明資料につきまして不十分な点があつたとすれば、これは大変申し訳ないことで、おわびを申し上げたいと思つて

ております。

それで、私も若干、どうしてこういう説明資料になつたのかというのを事務方に聞いたわけでございます。確かに、株式売渡請求については記載がございません。これは事実でございます。これは、今回の改正法案の内容が多岐にわたつておりますので、法制審議会における議論で意見が対立したところを中心として説明することが妥当ではないかと考へて、項目を絞つた説明資料にしたと聞きました。

それで、株式売渡請求制度は、現行法上も、株式交換やあるいは全部取得条項付種類株式の取得の利用によつていわゆるキャッシュアウトが行われているけれども、それをより、何と云うんでしょうか、整備された制度でということ、今回、それから少数株主の株主権の保護という点でも他のキャッシュアウトの手法の手当てをするものであつて、法制審議会でも余り御異論はなかつたということのようでございますが、こういう理由から省いてしまつたわけでございますが、今回、この委員会の御審議でこれだけ御議論がたたくさん出ているわけでありまして、結果としてもう少しこの点に配慮をすべきであつたということではないかと思ひます。

今後とも、説明に際しましては、法案の内容を十分に御理解いただけるような資料の作成、あるいは説明の在り方、心して指導してまいりたいと思ひます。

○小川敏夫君 今回私もがいただいたこの七枚の説明資料ですか、与党さんの方にも同じ資料で説明したということですが、考えてみると、大臣に対しても同じ資料で説明がされたんじゃないんですか。だから、大臣御自身も気が付かないまま審議に臨んできたんじゃないでしょうか。民事局からの、事務方の大臣に対する説明も、やはりその同じ七枚の資料で法案の説明があつたんじゃないでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私は何回かレクチャーを受けておりました、一番最初に、今回どうい

法案を出す、会社法、登録をするときの説明は、かなり簡略な資料で大体こういうものであるということだったと思ひます。

しかし、具体的に法案の審議入りが迫つてまいりました段階ではかなり丁寧なレクチャーを受けてまして、その中にはこのいわゆるキャッシュアウトについての説明もあつたと記憶しております。

○小川敏夫君 とにかく、改正案ですから、どうい改正案を説明するか、どうい議論をするかはこれは議会が決めることでして、提案する法務省の方で、これは必要ないからなと云つて省かれちゃこれは困るわけですので、今回、軽微だから、あるいは問題がなからうと判断したと云つても、改正する項目ぐらいは載つていないと、これは何の手掛かりもなくなつてしまふわけです。

我々も法務省という役所を信頼していますから、改正はこういう内容ですと云つて七つしか書いていなければ、七つだったかな、六つだったかな、まあとにかく、書いてあることしか、書いてあることが改正点だと思つて、そのほか改正点があるということは説明受けなければ、なかなかすぐには分からないわけですから、やはりこれは、私は、言わば法務省という役所から国会そのものが愚弄されたのではないかと、このように思つております。

もうゆゆしき事態だというふうにも思つておりますが、大臣が知らないところでなされたことでしょうかから大臣の監督責任は別としまして、大臣に責任が直接あるとは思ひませんけれども、こうしたことは絶対に繰り返さないうちに、私は心していただきたいというふうにも思つております。

じゃ今度、会社法の中身に入りますけれども、私、法案の中身の話じゃないんだけれども、キャッシュアウトという言葉自体がどうも好きじゃないんです。だって、キャッシュアウトって現金でしよう、アウトって出ていくことですよ。これ現金が出ていく、英語を直訳すれば現金支払か現金出ていくというのが何で支配株主の売渡し請求を意味するのか、全然結び付かない。何か横

文字で言われるとすばらしい制度じゃないかと勘違いしてしまうようなところがあるんですけども、私は、キャッシュアウトで、キャッシュアウトが行われているからといって、英語が言わばこの法改正の中身を直接意味するものじゃないし、しかも、使っているキャッシュアウトという言葉の中には、この会社法の中で様々なやり方がある、言わば手法がある幾つものことを含んでおるんでして、何か支配株主の株式売渡請求でキャッシュアウトで、キャッシュアウトだからもうやられていて、だから、もうやられていて、何をそのままだ文化、簡略化したものだといふと、どうも何か言葉でこまかされているような気がするんですね。だから、私は、そのキャッシュアウトという言葉は何か実態にそぐわないし、どうも問題点を紛らわすかのような言葉だとちょっと感じております。まあ、これは別に法律の論争じゃありませんから。

それで、大臣は今説明の中で、今までもう行われていることだと。それを言わば定型化した要件を課してという趣旨でございました。今まで行われていることだということでありましてけれども、これまでの話ですと、一つは株式交換、もう一つは全株取得条項付株式ですか、この種類株式を使う方法だと思っております。

株式交換というのは、ただ、会社が吸収合併と同じようなこととして、法人間から吸収されたんじゃないなくて、ある会社の完全子会社になるという限定された場合だけあります。しかし、全株取得条項付株式の場合には、確かにおっしゃられるように幅広く使われている部分があります。ただ、私はそれについて、まず言いたいことが二つあるんです。まず一つは、全株取得条項付株式という種類株式の制度を作ったのは、一〇〇%減資による企業再生の手続をスムーズに進めるためだということがこの全株取得条項付種類株式の創設だったというふうに思うわけです。一〇〇%の減資ということ、これは株式は無価値ということですよ、一〇〇%減資されちゃう

ということでは株式がゼロになるということですよ。無価値の株式だったから、その株式を売った人、取られた人の代金を保護するという必要性は実質上ないですよ。だから、一〇〇%減資といふものを想定して、それをやりやすくするためにつくった制度だから、株式を取られちゃう人の代金を保護するという制度は本来必要ないものだから、そういう保護制度がなかったんだというのそれはそれで納得できる。

ところが、実際には、そういう目的で創設した全株取得条項付種類株式の制度なんだけど、そういう制度ができたから、つまり、そういう制度をつくったときに、これは一〇〇%減資を行うときだけできる制度だよという法律の限定もしていないし、民事再生手続に入った場合にだけできるんだよという限定もしていないんで、言わば無限定にそういうことができる法律の規定になっておったわけです。

ですから、そういう、立法趣旨としては一〇〇%減資のそうした手続を集团的にスムーズに行わせるという目的で作った法律なんだけど、しかし、実際の法律の体裁はあらゆる場合にできるという無限定の体裁になっているから、事実上の運用として、減資に限らず、株式を会社がまとめたという場合に、つまり、価値ある株式について強制的に買い取れるという仕組みに運用されるようになってしまったわけです。私はこれが今の実態だと思っております。

であれば、本来違う使い方に使われているんである、本来の使い方なら無価値の株式を集めるという趣旨だったものが、今度は価値ある株式が会社に買い取られてしまうという制度に変わったんであれば、やはり株式を取られてしまう人の保護の在り方をどういうふうに考えるかというのが私は本筋だと思っております。ところが、そういう本筋の議論を忘れて、本来の無価値の株式を集めるという制度が価値ある株式も集めるということに使われてしまっている。使われてしまっているという事実があるから、そ

ういう事実があるんだから、今回もそのままこういう規定でいいでしょうということになっているわけですから、私は非常に、今行われているんで、行われていることをそのまま法律にしただけですよ、同じような形をより明確に法律にしたいだけですよ、これも納得がいかならないんで、やはり初めにこの全株取得条項付種類株式の制度を導入したのは、一〇〇%の減資をスムーズに進めるためだと、無価値の株式を集团的に集めるための手続だと、だから株式を取られる人の代金の保護の規定はなかったんだと。しかし、そうじゃないんであれば、やはり、株式を取られる人、強制的に買われてしまう人の保護の規定は必要だということを検討するのが私は筋だと思っております。

ですから、私は、大臣が、今でも行われていることを同じようにスライドして規定したのでこの支配株主による少数株主への株式売渡請求だと、言われると納得がいけないんです。どうでしょう、そういうことについての大臣のお考えは、○国務大臣(谷垣禎一) 確かに委員のおっしゃるように、当初は一〇〇%減資ということを中心として想定してつくられた制度だと私も思います。当時の審議を私、必ずしもよく承知しているわけではございませんが、ただ、確かにその限定がなかったものから、恐らく実務上そういうものが使われていって広がったという経緯はそれとおりにだろーと思っております。そこで、今回、実際上拡充してきたということでしょうか、それをもう少し整備しようということが、私は今回のこういう改正の背景にはあるんだと思います。

そういう意味で、委員はこの少数株主の保護が十分でないという点を非常に強調しておられますが、少数株主の保護をどうしていくかということも考えながら、私どもは、ここは委員のお考え、それは十分でないというお考えだろうと思えますが、少数株主の保護も考えながら今回の改正をしたということではないかというふうに考えております。

○小川敏夫君 それから、私は、大臣が今行われていることをスライドしただけだという趣旨のことについて、二つ申し上げたいということをおっしゃった。一つは今言いました。

もう一つは、決定的な違いがあるんです。つまり、全株取得条項付種類株式にして行う場合には、株式を買い取るのは会社です。今回の支配株主による売渡請求、株を買い取る人間は会社ではありません、株主です。すなわち、一個人の場合もあるし、株主がどういうものかは別に、買取り主体が違うんです。私は、これは非常に大きな違い、決定的な違いがあると思います。というのは、会社には買い取られるとしますよ。すると、いや、会社だつて、じゃ買い取った株の代金払わなければ同じじゃないか、会社が破産しちゃったなら払えないことは同じじゃないかと言いかもされないけれども、よく考えると、株式というのは会社の価値を反映しているんです。だから、買い取った会社がつぶれちゃったなら払えないじゃないかと言わなければならない、会社が破産したら、別に株で持っていたって無価値になっちゃうんです。会社の価値を反映しているのが株式ですよ。会社が多額の資産を持っている優良会社になれば株の価値は高いわけです。会社が破産して、倒産してしまえば株式は無価値になっちゃうんです。

だから、私は、株式というのはその会社の価値に応じて価値が決まるものから、会社に買い取られた、買い取られた後、会社が破産しちゃうたら、別に買い取られなくなっちゃって株式はパーになっちゃうんですから。だから、会社が買い取るといっても、会社と株式は本来、価値的には運命共同体なんだから、全く保護が必要ないとは言わないけれども、保護の必要性は案外薄いかなと思っております。ところが、今度は買い取る主体が会社じゃないんです。会社とは全く別人格の、株主という別人格なんです。そうすると、会社の信用状態とは全く無関係にその株主が破綻してしまうかもしれない

い。株主が幾ら破綻したって、会社が優良会社なら株式は物すごい価値があるわけですよ。ですから、私は、その全株取得条項付種類株式で株式はそもそも集められちゃうという仕組みがあったよといつても、それは集める主体はこれまでは会社だった、しかし、今回のこの支配株主による売渡し請求は、集める主体が会社とは全く別人格の株主という人間なんです。

ですから、じゃ、これは前も言ったように、買った人間が資力が無い、あるいは資力がなくなつてしまつたり逃げちゃつたらどうなるのかというリスクが生じてくるわけですよ。会社だつたら、会社というものは人間と違つてお金持つて海外へ逃げることできませんから、株式を買い取られちゃつた人の保護は、株式を買い取られちゃつた人が代金を取りつぱぐれる、不当に取りつぱぐれるというよりはあり得るけれども、しかし、会社とは別人格の株主に買い取られちゃう場合とは違つてリスクが少ないのかなと。

あるいは、元々会社とは利益の運命共同体だつたんだから、会社がつぶれりゃ株式は無価値になる存在だつたんだから、会社がつぶれて代金もらえないなんて言つたら、代金ももらえないのも株式が無価値になつちゃうのも同じじゃないかという議論もあるんで、私は救済するような必要性は薄いかと思うんですけども、会社とは全く別人格の人間が株式を買い取るというのであれば、これはまた違つた考えがあるんじゃないかと。しかも、株主が個人であれば、逃げちゃうのもいるだろうし、いろんなことがあるでしょうから。

いろんなことがある場合に、その損失を株式を強制的に取られた人間に負わせるのは不合理じゃないかと。少なくとも、支配株主による株式の売渡し請求は、これは全て支配株主側の事情で行うわけですから、そして代金が払われなくたって一律に株式が移転しちゃうよというの、これは株式を買い取る支配株主側の都合でそういうふうになつていくわけですから、株を取られちゃう少数株主の都合では何でもないです。にもかかわら

ず、代金が支払われないというリスクはその株を取られちゃう少数株主にだけあるというのは、やはりこの法律の在り方として公平を欠いているんじゃないかというのが私の指摘です。

随分長くなりましたけれども、要するに、今行われているよと、全株取得条項付種類株式でも行われているよと言うけれども、今行われているのは、会社が全株取得するんです。この新しい規定は、会社とは別人格の株主が、支配株主であっても一株主が取得するんです。私はこれは法的に全然違うものだと思つていますので、ただ今行われていることをそのまま定型化して要件を定めて規定したものだよという説明では私は違つと思つています。

随分長くなりましたけれども、いかがでしょうか。○国務大臣(谷垣禎一君) 今の委員の御説明、私が十分理解できていないのかもしれないんですが、確かに会社が取得するという場合、それから、こちらの方は、十分の九は持つていなければならない、これは企業である場合もあるし個人である場合もあり得るだろうと思つておられますね。

ただ、今おつしやつたのは、要するに株式というものは企業価値をそのまま体現しているものであるからと。それから、十分の九を持つていられることは、やはりその企業価値を体現しているわけですね。私、そこところが、今の、ちょっとまだ私の頭が十分整理できていないのかもしれないんですが、今度の場合も、十分の九を持つて、個人の資産というよりもその十分の九の企業価値というものはあるので、今の委員の御説明は、ちょっと私が十分理解できていないのなら民事局長に御答弁させますが、ちょっとそこところは私、委員の御説明がずっとまだ理解できないうちです。

○小川敏夫君 まあ私も長々と話しましたのであれですけども、十分の九を持つていられるというのは、それは経営権はあるということですから、財務的な価値としては会社の価値の十分の九

を持つておるわけでして、少数株主は十分の一で、その株式に応じた会社の価値を持つておるわけですよ。ですから、余り割合には関係なくて、少数株主だつて価値を持つておるわけですよ。

その持つておる価値が強制的に移転してしまふという場合に、代金が払われないリスクが生じてしまふじゃないかということをお私に問題にしておるわけなんです。ですから、大臣とちょっと議論が合わないから、もう私の時間があと四分しかないから、今日は私の意見を言わせていただいたいということにして、また私の指摘をちょっと議事録を読んでいただいて、改めてまた議論したいかというふうに思ひますけれども。

残された時間は三分ですか、民事局長に契約解除のことについて聞きました。一律に株式が移転する必要があるからということでした。だけれども、一律に株式を移転させる必要があるから、代金が払われていなくても、少数株主の意見を無視しても権利が移転してしまふと言つけれども、事後的に、この代金が払われなければ、契約解除が認められればその株は戻っちゃうとすれば、一律に取得するといふその制度の趣旨は言わば穴が空いちやうわけですよ。

ですから、そんな、場合によっては一律に取得するといふことが崩れちゃうということがあり得る制度なら、結局は、一律に取得するといふことを絶対的要件にして、そのために売主が同時履行の抗弁権も失つて代金取りつぱぐれのリスクが生じてしまふということぐらい徹底させなくても、少しは同時取得の部分が多少緩んでも、株を取られちゃう少数株主の方の保護を何らかの手だてを講ずるべきだつたんじゃないかと思つておられますが、民事局長、いかがでしょうか。

○政府参考人(深山卓也君) この制度は、何度もお話に出ているように、十分の九以上の特別支配株主が、少数株主、売渡し株主の意思に反して、そういう意味では強制的に株を一律に集団的に取得してしまふという制度です。こういう制度を仕組む以上は、経済的価値として少数株主が持つて

いた経済的価値は保障すると、だから株自体は一律に取得させていたと、こういうふうな制度にしないともちろんバランスが取れなくて、対価の支払がない場合があつてもそれでいいですというわけにはまいりません。

したがって、対価の支払がされる、そういう権利も与えるし、その点の審査も事前に会社の方でもしてもらつていふことで、こういうことも認められるけれども、支払が受けられなければ取得できないのはそれは仕方がないことで、言わばキャッシュアウトをしようと思つていたけどお金の都合が付かなくてできなかった場合がそれは論理的にはあり得ますし、現に撤回の制度などを設けているのは、そういうことで何らかの事情で特別支配株主の資金調達ができなくなつちゃうことがあり得るので、これも会社の承諾要りますけど、撤回の制度なども用意しております。

したがって、払われる、ちゃんと経済的価値の保障はされるから、少数株主の地位というのを一律強制的に奪うことができる、こういう仕組みになつて、そういうバランスが取れているものだと思つておられます。

○小川敏夫君 経済的価値の保障がなされているからといつても、代金支払請求権が発生するんだから、それは法律的には保障されていますよ。だけれども、債権があつたって債権が現実化しない可能性があり得るでしょうということで、私はさんざんこの点を指摘させていただいておるわけです。時間が来ましたので、また議論を改めてさせていただきます。

○佐々木さやか君 公明党の佐々木さやかです。よろしくお願ひいたします。今日は法曹養成制度に関して質問をさせていただきます。法科大学院制度、この制度は二〇〇四年、今から十年前にスタートをいたしました。それまでのいわゆる旧司法試験とは違ひまして、法科大学院では、理論と実務を架橋する教育、法学教育と司

法試験、また司法修習が有機的に連携するプロセスとしての新しい法曹養成教育を行うと、そして質、量共に充実した法曹が輩出されると、こういう理想を持って始まったわけでございます。

私も、この制度スタートと同時に期待に胸を膨らませて入学をした一期生であります。当時は、社会の第一線で活躍をして、そういう会社を辞めて入学をした人ですとか、それからお医者さんだったり、ほかの分野の専門家の方だったり、法学部以外の学部から入学した人も多くおりました、いろいろなバックグラウンドを持った人たちと一緒に机を並べて法学の議論をする、すごい制度が始まったものだと思つたことを覚えております。

私は、この法科大学院制度というのは一定の評価されるべき成果もこの十年間残していると思つております。しかしながら、残念ながら抱えている問題も大きいわけでございます。十年がたちまして、私が学んでいた頃とはかなり様子が変わってしまったなど、こう思つております。司法試験の合格率も低迷しておりますし、また、法曹、弁護士士の就職難という問題もあります。

一番残念だなどと思つたことは、この法曹界には未来がないのではないか、このように考えて法曹を目指す学生が減ってしまったということでもあります。大学の学部の法学部の不人気というところまで発展をしまして、非常に残念なことであると思つております。法科大学院自体の募集、定員割れも進んでいる状況にあります。

私は、こういう定員が少なくなつてしまった法科大学院を単純に減らせば解決する問題だとは思つておりません。魅力ある授業、充実したカリキュラムを設けることができると、その結果として淘汰されてしまうということがある意味仕方ないことではありますけれども、やはり適正配置、地方においても法曹を育てていくことができ、そういう制度にしていくべきであると思つております。

こういう定員割れをしていたりとか統廃合がな

されたり、厳しい状況にある法科大学院というのはどうしても地方に偏つてしまつていけるのではないかと思つているんですけれども、こういう法科大学院の現在の統廃合、また広域連携をしていようとか、学生の新規募集を停止してしまつていようなど法科大学院の状況について、まず教えていただきたいと思います。

○政府参考人(中岡司君) お答えいたします。

先生御指摘のように、法科大学院の中には入学者が集まらないというような状況、厳しい状況に陥つていようふうなところもございまして、これまでに学生の募集停止を表明した、公表した法科大学院でございますけれども、これまでに設置された全七十四校中十七校に上つておるところでございます。

そのほかにも、いろいろ連携をするとか様々な模索を現在各法科大学院で検討されているというふうにも承知しております。

○佐々木さやか君 やはり七十四校中十七校というのは大きな数字だなと感じます。

先日、私、神奈川の選出なんですけれども、地元の神奈川大学の法科大学院に授業に行つてまいりました。その神奈川大学の法科大学院でも、一学年何人いらつしやるんですかと聞いたら四名程度ということで、あつ、そうですかと、ちよつと驚いたんですけれども、少数で充実した教育が行われるという意味ではいい環境なのかもしれないけれども、いろいろな議論をしたりとか学生同士で切磋琢磨をしていくというためには、ある程度の規模もやはり必要なのかなと感じます。

神奈川というのは東京の次に人口が多い都道府県でございますが、こういった大きな神奈川県であつても法科大学院というのはこういう状況に置かれております。ましてや、更に人口の少ない地方の都市の法科大学院は厳しい状況であらうと思つております。

いろいろなバックグラウンドの方々法曹を目指すことができる制度という意味では、地方の法科大学院もそうすけれども、夜間に開講してい

る法科大学院も重要であると思つております。この状況も少し心配なんです、その状況について教えていただきたいと思います。

○政府参考人(中岡司君) お答えいたします。

平成二十六年四月現在でございますけれども、夜間のみ、あるいは昼夜開講しております法科大学院は九校ございます。それら九校につきまして、所在地でございますけれども、北海道、埼玉、東京、神奈川、愛知、大阪府、兵庫県、にわたつておりますが、平成二十六年入学者選抜における志願者数の合計は三百四十八人でございます。平成二十六年入学者の合計は九十九人となっております。

また、夜間開講しております法科大学院のうち三校が法科大学院の学生の募集停止を表明しているというふうにも承知しております。

○佐々木さやか君 夜間の開講の法科大学院も三校が募集停止をしているということで、やはり状況としては厳しいのかなと感じます。

首都圏などの大規模校への一極集中化というのが極端に進んでしまつて、やはり地方に住んでいよう方としては地元の周辺では法曹になれないのかな。こうなると、誰でも法曹を目指していただくというわけにはいなくなつてまいります。また、一部の限られた大学だけが法曹養成を養成するというのではなく、やはりそれぞれの特徴、教育目標を持った法科大学院が法曹養成をしていくということが私は望ましいのではないかなと思つております。

ですので、こういった観点から、地方の法科大学院、また夜間開講の法科大学院に対する支援というものは重要なのではないかなと思つておりますけれども、この点について大臣の御所見を伺います。

○國務大臣(谷垣禎一君) 法科大学院を全国に適正配置していく、そしてそこで質の高い教育を行つてもらうというのは大変なことだと思つております。現在、例えば四国においては法科大学院の募集をしておる学校は、ロースクールは一つ

もなくならないこととす、やはりなかなか地元と離れ難い状況を抱えておられるという方もあると思つておりますので、さあ、どうなつていくのかということになつてしまつております。

それから、社会経験を積んだ方など幅広いバックグラウンドを持った方が法曹として社会に出ていくという観点からは、先ほど御指摘のような夜間開講の法科大学院という存在も私は大事だと思つております。

しかし、現状では、地方に存在する法科大学院やあるいは夜間開講している法科大学院の中には、なかなか成果が出ない、深刻な状況にあえいでいるところもございまして、その質の向上を図っていくためには連携、連合というようなことも私は必要なんだろうと思つております。

文科省では、こういうことから、去年の十一月に法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化というのを発表されて、組織見直しを進めていく、今御努力中であるというふうにも承知しております。この施策においては、公的支援見直しの類型を定める指標の中で、地域適正配置や夜間開講の観点も考慮しながら取り組んでいただいているというふうにも承知しております。

多くの有為な人材が志を立てたときに法律家の世界に入つてくることのできるように、文科省でも御努力をいただいておりますが、私どもも連携して取り組んでまいりたいと思つております。

○佐々木さやか君 次に、予備試験制度について質問をさせていただきます。

今日の議論でも既に出しておりますこの予備試験制度、問題が深刻であると思つております。私が法科大学院生だった頃を思い返しますと、予備試験制度というのは、そういう制度があるということ自体は知つておりましたけれども、ごく限られた人が例外的に受ける制度なんだろうなという程度でありましたので、かなりこの十年で変わつてしまつたなと感じております。

旨、目的というものをもう一度確認をさせていた
だきたいんですが。

○政府参考人(小川秀樹君) お答えいたします。
司法制度改革により導入されました新たな法曹
養成制度は、法科大学院を中核的な教育機関とし
て、法科大学院における教育と司法試験などとの
有機的な連携を図るものでございます。

他方、経済的事情や、既に実社会で十分な経験
を積んでいるなどの諸般の事情により法科大学院
を経由しない者の中からも、優れた人材を選抜し
て法曹資格を付与する道を開く必要があるため、
予備試験の制度を設け、法科大学院の修了者と同
等の学識及びその应用能力並びに法律に関する実
務の基礎的素養を有するかどうかを判定し、その
合格者には法科大学院修了者と同等に司法試験の
受験資格を認めることとした、これが趣旨でござ
います。

○佐々木さやか君 今御説明いただきましたとお
り、予備試験制度の趣旨というのは、経済的に法
科大学院に通うことが困難な方ですとか、それか
ら一定程度社会経験などを積んでいるような方、
こうした方々を対象とすることが当初予定をされ
ていたということでもあります。

しかしながら、今、平成二十五年度の予備試験の
出願者数が一万一千二百五十五人で、受験者数は
九千二百二十四人の上つています。先ほど法科大
学院の定員割れのお話を申し上げましたが、法科
大学院の平成二十六年年度の入学者数というのが、
三月二十八日時点ですけれども二千二百九十八人
ということでもありますので、法科大学院に入学を
して司法試験を目指すと思う人たちより、予備
試験を受けようとして司法試験を受けようとい
う方の方がかなり大幅に上回っているという状
況にあります。

さらに、この予備試験の合格者、どういう方た
ちが合格をしているかという、平成二十五年度の
合格者が三百五十一人だそうですが、そのうち三
百十七人が学部生、法科大学院生、法科大学院修
了生ということで、ほとんどが学部生、法科大学

院生などですので、社会人の方が受けているとい
うわけではどうやらなさそうでありまして。また、
この数字を見ましても、法科大学院生も相当程度
含まれておりますので、法科大学院に行くのが経
済的に厳しいと、こういう事情で受けているわけ
ではどうやらなさそうだなということが分かるわ
けであります。

話を聞きますと、まず学部生としては、予備試
験を受けて、それで駄目だったら法科大学院に行
くと。法科大学院生も、予備試験を受けて、それ
が駄目だったら卒業してから司法試験を受ける
と、こういうことになっていてということであり
ます。この予備試験の受験のために受験予備校に
通うという旧司法試験時代のダブルスクールのよ
うな状況にもなつてきてしまっているということ
であります。法科大学院の予習、また授業自体
も、この予備試験の方のお勉強に熱中をしてし
まつておろそかになってしまつていのではない
かと、こういう声も伺いました。

このように、やはり予備試験が現在、本来の制
度趣旨からは大きく離れてしまつている状況にあ
るといふのは、なかなか否定し難い事実である
と思ひます。予備試験制度についての御所見は今日
の議論でも大臣に述べていただきましたけれども
も、改めまして、こういう状況をどのように認
識、問題と思つていらっしゃるか、お聞かせいた
だきたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 予備試験についての現
状は、本来の、何というんでしょうか、在り方と
随分懸け離れてきているんじゃないかという御指
摘はかなり強くあるわけですね。特に先ほど小川
委員とも御議論をしたことですが、そつち
の方がエリートコースであるというような受け止
め方なども出てきている。

私、自分のことだけ申し上げてはいけません
が、やっぱり自分の過去を振り返つてみますと、
どういう過程で試験を、法律家になるためには司
法試験は最終的には受からなければいけません
わけですが、やっぱりどういふ人たちと一緒に議

論をしたりして自分が学んできたかということも
大事ですから、そつちの試験で進むのが本當の意
味で成長を促すことになるのか、やはりしつかり
したロースクールで学ぶ方が大きな成長をしてい
くのかというのは、まだ十分検証されていないこ
とだと私は思ふんですね。だから、エリートコー
スだというような受け止め方、ちよつとかがか
なという個人的な感じは私は持つております。

しかし、制度から離れた運用になつてい
るんじゃないかという御指摘は幅広くある。一方、や
はり予備試験という、今のロースクールにはかな
り批判的な見方を取つて、予備試験はこれは積極
的に評価すべきであると、そういう観点から、受
験者の負担をもう少し考えるべきではないかとい
うような御意見も強くあるのではないかと思つて
おります。

そこで、私、法務大臣としては、今まだ予備試
験の回数もそんなにあるわけではありませ
んで、十分そのデータの分析をきちつと行つて、予
備試験を見直す必要があるのかどうかということ
の結論を出していかなきゃいかぬというのが今の
私の法務大臣の立場でございますが、この頃やは
り、焦ると言つてはいけませんが、いろいろ
意見が対立している中で、この落着点を見出して
いくのも簡単ではございませんが、やはり、いろ
んなこの問題点というのはいつまでも議論してい
ればいけないわけではなくて、粗ごなしも進めてい
かなきゃならない、そういう段階にきているのかな
というふうにも思つております。

○佐々木さやか君 法科大学院生の負担というお
話がありましたけれども、その一つがやはり経済
的な面だと思ひます。小川先生からお話ござい
ましたけれども、この予備試験制度の本来の趣旨
というのが経済的に困難な学生のためにあるとい
うことであれば、法科大学院生に対する経済的支
援を充実をさせていくべきではないかという点に
ついては、私もそのように感じております。

そこで、前提としてちよつと確認をしたいんで
すけれども、今、法科大学院を修了するのに必要

な費用というのは、授業料その他、大体学生さん
はどれぐらい掛かるものなんでしょうか。

○政府参考人(中岡司君) お答えいたします。
法科大学院を修了するために必要となる学費等
に関する試算をいたしまして、入学金と授業料の
合計額を置いた場合に、法学未修者として三年間
学んだ場合には、平均をいたしまして、国立大学
で二百六十九万円、公立大学で二百五十三万円、
私立大学で約三百五十三万円という状況でござい
ます。法学既修者として二年間学んだ場合には、
平均をいたしまして、国立大学で百八十九万円、
公立大学で約百七十九万円、私立大学で約二百四
十三万円となっております。

なお、これらに加えて、法科大学院により
ましては施設整備費などその他の経費が掛かる場
合もあると承知しております。
○佐々木さやか君 こういつた授業料その他の費
用に対してどういふ支援があるのかという点につ
いてお聞きしたいんですが、奨学金ですと
かそういう支援のことについてお聞きしたいと
思ひます。

○政府参考人(中岡司君) お答えいたします。
法科大学院に対する奨学金でございますけれども
も、文部科学省では日本学生支援機構の大学等奨
学金事業の中で対応してございます。現在、日本
学生支援機構の奨学金におきましては、貸与基準
を満たす希望者全員に奨学金を貸与してございま
す。

なお、経済的理由によりまして奨学金の返還が
困難な場合に、その期間中返還を猶予する制度
や、在学中に特に優れた業績を上げた者に対し
まして、貸与終了時に無利子奨学金の全部又は一部
を免除する返還免除制度が存在しております。
また、国立大学、私立大学それぞれの授業料減
免の充実も図つているところでございます。加
えまして、多くの法科大学院では独自に奨学金制
度を設けてまして学生の経済的支援に努めているも
のと承知してございます。

○佐々木さやか君 法科大学院生は学部を出るの

に奨学金を借りて、また法科大学院を出るのにも奨学金を借りなきゃいけないということで、大変その経済的負担というのは大きいというふうにも聞いております。

これは法科大学院生だけに限らないんですけれども、やはり公的な給付奨学金制度というのが私は不足を感じております。予備試験制度の存在もそうでありませうけれども、やはり経済的に困窮している学生への支援という点については、法科大学院で二年ないし三年、集中して勉強ができるように、心配をしなくて勉強ができるように、給付奨学金の充実をさせていくことが私は重要であると思っております。

こういった点も含めて、その他でもですけども、法曹養成制度において法科大学院生への経済的支援ということについてはどのようにお考えになつていらつしやるか、大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 経済的な事情によつて法律家への道を諦めるというようなことがあつては私はいけません。やはり、志を立てた多様な方、優秀な方、法律家になつていただきたい。したがつて、法科大学院に入られた方に経済的支援をしていく、奨学金その他の方法で経済的支援をしていくことは極めて大事だと思ひます。

他方、法科大学院に行かないで法律家を目指しておられる方もあります。そういう方が予備試験を受けたりなんかしておられるわけで、現に私の知り合いでも、企業に勤めながら予備試験を受け、やつておられる方はあるわけですね。それは必ずしも経済的事情で行つていないわけではない。したがつて、先ほど来これは必ずとお答えしていることではございますが、経済的支援も大事だけれども、多様な選択肢というものは必要ならざるではないかと、こういうふうにも思つております。

○佐々木さやか君 経済的支援といふと、法科大学院生もそうですが、司法修習生への支援も

重要であると感じております。学部で奨学金を借りて、法科大学院でも借りて、更に司法修習でも生活費を貸与を受けなければならぬという状況になつております。

ちよつと残された時間が少ないので、少し通告した質問を飛ばさせていただきますけれども、この貸与制度は六十五期修習生から開始をされました。かなりの修習生が貸与を受けていると聞いております。

しかしながら、御存じのとおり、弁護士士の就職難という問題がございます。ちよつと御紹介したいんですけれども、修習を終わった新規登録をしない未登録の修習生というか、修習を終わつて未登録のままであるという人が増えているということが指摘されておりますけれども、登録の取消しというものが現在増えています。登録の取消しです。一旦登録したんだけど何らかの事情で登録を取り消したという方が、修習六十期台、今六十六期生までいらつしやいますか、非常に増えてきております。現在でいいますと、二〇一三年で全体の登録取消し者というのが五百五十一人いらつしやるそうですが、六十期台だけで百六十四人と。そのほかの、五十期台、四十期台、三十期台というのはそんなにちろんないわけ、登録取消し者はいらつしやいません。十期台以前の大先輩方で百六十人ということですから、十期台以前の弁護士よりも六十期台の弁護士の方が登録取消し者が多いという現状にあります。

これはどうして取り消しているのかという理由までは分からないわけですが、やはり就職難、登録したけれどもなかなか立ち行かないという事情によつて取り消したという人も相当程度いるのではないかと思つております。ということでは、貸与金、この返済についてはこれからでありますけれども、なかなか返還が困難になつてくるという場合もあるのではないかと。こうした場合も、現在も返還の猶予、一定の場合の免除制度もありますけれども、やはり限

られた条件でございます。公明党の緊急提案でも申し上げましたけれども、この貸与金の猶予の運用は柔軟にしていきたいと思ひますし、また、免除の要件についても拡大をしていくべきではないかと思ひます。

最高裁の問題ではあるかと思ひますけれども、大臣にもこの点についてちよつとお考えを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 国会で裁判所法の改正案を作つていただきました。経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるとき、これは返還猶予事由とすると、これ平成二十四年七月に成立して、十一月に施行されたところでございます。

それで、実際の返還は平成三十年から始まるという仕組みになつて存続しますが、まだこの返還猶予事由を拡大する法改正が施行後間もございませんし、まだ返還も始まつていないわけではな。まずは現状を見守つていきたいと思います。どういふことかよく見ながらまた考えなければいけません。今は、この間つづつていただいた体制、何が動いていくかということを見守つてまいりたいと、このように思つております。

○佐々木さやか君 時間が参りましたので、以上質問を終わります。

○委員長(荒木清寛君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時間会

○委員長(荒木清寛君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、法務及び司法行政等に関する調査を議題とし、法曹養成制度等現下の諸課題に関する件について質疑を行います。

○行田邦子君 みんなの党、行田邦子です。よろ

しくお願いいたします。今日は、法曹養成制度等の一般質疑ということでお時間をいただいております。私は、まず法曹人口について伺いたいと思ひます。

平成十四年の三月の関係閣僚の閣議決定で、司法制度改革推進計画というのが示されました。それに基つて法曹人口の拡大といったことがなされてきたわけでありませうけれども、十年間で一・六倍に増えるという、法曹人口が拡大したわけでありませう。

これについて様々な意見、批判的な意見といったことも含めて様々な意見がなされておりますけれども、まず大臣に伺いたいと思ひます。法曹人口が拡大して良かった点、そしてまた問題点について御所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 毎年三千人の合格者を出すという目標でやりました、まず良かった点を申し上げます。例えば弁護士が一人もいない地域というのはなくなりました。それで、そういう意味で、かなり過疎地であつても司法サービスに国民がアクセスしやすくなつたということはございます。それから、国、自治体、企業、それから海外展開等々において広く活動していく足掛かりになつたことだと思ひます。もちろん法務省にも短期任用で弁護士の方が来ていただいて民事局などで仕事をされているということも、各官庁そういう方が出てきましたし、それから自治体でも、やはり顧問弁護士というよりもその公務員として内部に入つてもらった弁護士がいると、いろんなことでなかなか法律家は使えないという評価もいただく等々、そういうことが起きてまいりまして、いろんな法的ニーズが多様化している中で、法曹に対する社会的な要請に応えるための基盤の整備という点では大きく前進した面があるかと思ひます。

他方、近年、民事訴訟の事件数あるいは法律相談件数、全体としては、過払い訴訟というのは確かにございますが、それを除きますと減少傾向にある。そこで、法曹の法廷以外の新たな分野の

進出ということも、現時点では限定的といえますか、なかなか思うようにいっていないということがございます。それから、ここ数年、司法修習終了者の終了直後の弁護士未登録者数、これが増加する傾向にあると。法律事務所への就職が困難な状況が生じているということだろうと思いま

す。いずれにせよ、三千人は現在においてははやや、何というんでしょうか、無理な目的であったということになっておりますが、今のようなことも踏まえて、どういふニーズが、量的に見てどの程度のニーズがあるのかと、これはきちっと分析して考えていかなければいけないと思えます。

○行田邦子君 法曹人口が増えて確かに弁護士ゼ口の地域はなくなつたというところは評価されているかと思えますし、また、組織内、自治体と行政機関、それから企業の中の法曹資格者という人材の供給にもなつたといったことは言えるのかなと思えますが、ただ、やはり法曹人口が拡大したことによつての現在抱えているその問題点というのが明らかに大きいのではないかと、ふうに私自身は認識しております。

そこで、そもそも、平成十三年の審議会の意見から始まつて平成十四年の三月のその閣議決定、司法制度改革推進計画において、先ほど大臣もおつしやられました、平成二十二年頃には司法試験の合格者数を年間三千人程度とすることを指すといったこの数値目標なんです、ここにそもそも設定に無理があつて、また将来予測の見通しが残念ながら非常に甘かつたんだらうというふう

に思っております。そこで、政府参考人に伺いたいと思ひますが、この推進計画が立てられた時点で、年間三千人という目標を設定した根拠が何なのか、そして三千人という数字を打ち出すに至るどのような調査を行ったのか、教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(小川秀樹君) お答えいたします。委員御指摘の点につきましては、経済、金融の国際化の進展ですとか、人権、環境問題などの地

球的課題や国際犯罪などへの対処、知的財産権、医療過誤、労働関係などの専門的知見を要する法的紛争の増加、またいわゆる法の支配を要する法的実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正の必要性など、こういった点を勘案した上で、諸外国の法曹人口の推移ですとか、法曹一人当たりの人口の国際比較などの調査を経まして、国民人口当たりの弁護士人口としてフランス並みのものとするのが適当であるとして提案されたものと承知しております。

○行田邦子君 今の御答弁を伺つても、しっかりとした何か将来予測、見通しを行つて、調査を行つたということでもなかつたのではないかと、非常に希望的、楽観的というか、主観的のよ

うな予測の下に三千人という数値目標がなされたのではないかなというふうには感じております。そして、実際に平成二十二年になって、年間の司法試験の合格者数三千人というところには届いていないということもありまして、またこの数値目標ということ自体が具体性に欠けるという理由から、昨年の七月の法曹養成制度関係閣僚会議決定としてこの三千人という目標を撤回することに至りました。

そこで、三千人は撤回したんですけれども、ただ、その上で、あるべき法曹人口について示すということにもなつてはいるわけですが、そのスケジュールが昨年の七月の決定から二年をめぐるといふことになってしまつて、私は非常に、これが何で二年も掛かるのかなと。今抱えている問題、この現状の認識からするととても悠長な感じがするわけですが、あるべき法曹人口についての考え方ですが、あるべき法曹人口についてのどのような手法で、またいつ頃その調査を公表するん

でしょうか。○国務大臣(谷垣禎一君) 三千人目標を事実上撤回した後、あるべき法曹人口は何人かと、これは様々な分析をしながら、事情を勘案しながら適切に検討を行わなきゃならないわけですが、今、内

閣官房法曹養成制度改革推進室で多角的な視点から、確かに、さつきおつしやつたように、以前のときはフランス程度、フランス並みという以上の深い分析が必ずしもなかつたという反省に基づきまして、法曹人口に関する必要な調査を行つて、その結果を二年以内に公表しよう。これは遅い

と今もお叱りを受けましたが、今作業を進めておりまして、今まで、三月までで調査デザインをいろいろ検討を終えまして、四月からデータ収集、既存データの分析というところに入つております。具体的には、一般の方々あるいは企業等に

対する需要調査を始めています。それで、それを九月ぐらいまでやりまして、十月から総合データの分析ということに入ると、カレンダーを作つておられますが、そこで具体的な数値を示せるかどうかというのはその作業結果を見て検討しなければならぬと、現在はそういう段階でございます。

○行田邦子君 今スケジュール感をお示しいただきましたけれども、やはり、確かにあるべき法曹人口というものを政府として示すにはしっかりとした調査が、過去の反省も踏まえてですけれども、しっかりとした調査が必要かと思ひますけれども、それにしても少し時間が掛かり過ぎではないかなというふうな印象を拭えないです。

続けて質問を大臣にさせていただきたいんですけれども、そのような中でなんですが、与党から、午前中も少し質疑ありましたけれども、緊急提言のようなものがなされています、法曹人口についての提言がなされています。そこで、自

○国務大臣(谷垣禎一君) 政府の立場としては、先ほど申し上げましたように、今調査をして、それを踏まえて数値をどうするかということになりますので、直接、与党ではございますが、自民党ないし公明党の見解、お答えをできる段階にはございません。

ただ、これはやや担当関係としての私的な感じでございますが、法務大臣になりまして議論をもう一回お聞きしていると、相当それぞれの立場に差がありまして、数値だけではなくいろいろな考

え方ですね、なかなかまとめるのは困難だと実は当初思つたわけでございます。しかし、困難だ困難だで済むわけではございませんので、いろんな問題もそろそろ粗ごなしに入つていかなきゃいけない。

そういう意味では、例えば自民党でいえば、まずとはという言葉を使つておられるのいろいろな意味があると思ひますが、まずは千五百人と。あるいは、千八百人程度としつつ、千五百人だ、これは公明党の御見解でございますが、粗ごなしとしての役割を果たしていただいているのかなというふうな感じを持っております。

○行田邦子君 ありがとうございます。確かに慎重な検討が必要ではあるかと思ひますし、必ずしもその数値目標が独り歩きしてもいけないというふうには思つておりますけれども、やはり三千人は明らかにこれは無理があつた、今は大体二千ぐらいと。それでは、今後どのぐらいであるべきかといったことは、やはりできるだけ早く政府としても示すべきではないかなというふう

いて、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) これは、昨年六月の法曹養成制度検討会議の取りまとめで分析をしていただいておりますが、私もその分析が当を得たものではないかと思っておりますが、そこでは、司法試験の合格状況で、法科大学院間のばらつきが、全体として司法試験合格者も高くなつていない。それから、司法修習終了後の就職状況にも厳しさがある。それから、法科大学院に通うというものは一定の時間的、経済的負担がある。そういうことから、法律家を志願して法科大学院に入るということにはかなりのリスクがあると、こういうふうに見られているという分析で、私もそのとおりだと思います。

したが、いまして、こういった懸念といいますが、をどう払拭していくかということは今議論し、差し当たって手掛けられるものから手掛けていこうと、こういうことでございます。

○行田邦子君 法科大学院で学ぶための経済的負担というのは、これもいろんな議論がなされていきますけれども、かなり負担があると。

一方で、じゃその終了した後の就職ですけれども、これも、弁護士資格を持って法曹有資格者になつたとしてもなかなか就職口が決まらない、そのことによつて弁護士の未登録者数というの也非常に増えているという状況で、法科大学院に通つても将来見通しというのが非常に不安定だといったような、今残念ながらそういう状況にもなつてしまつていっているのかなというふうに思います。

そこで、質問を続けたいというふうに思うんですが、法科大学院修了者の司法試験合格率なんですけれども、これが平成十四年時の司法制度改革推進計画で想定されていた例えば約七割から八割といった数値よりもかなり現状低い状況となっております。例えば平成二十五年年度は、法科大学院の修了者は受験者が七千四百八十六人に対して合格者が千九百二十九人と、二五・八%でした。この

ような状況、どんどんどん合格率が低くなつてしまつていくという状況で、累積合格率で見ても、平成二十年年度の修了者は四七・二%と、せっかく法科大学院修了しても半分の人しか司法試験が受からないという状況です。

そこで、大臣に伺いたいと思うんですけれども、司法試験の合格率、法科大学院修了者の司法試験の合格率が低い状況となつている原因について、所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 司法制度改革審議会の意見書では、ロースクールを出た場合、おおむねその七、八割ぐらいの合格率ということを想定していたわけですが、現状はとてつもないと。

そこで、なぜかという理由が考えられるわけですが、法科大学院をつくるに、当時は、今までの司法試験が余りにも人為的に狭い枠にとどめて参入障壁をつくつていたんじゃないかという規制緩和論者からの御意見が強くありまして、ロースクールの定員を人為的に制限すべきではないというような御意見が当時は強かつたように記憶しております。

そういうこともありまして、基準を一応満たしたものを認可することとして広く参入を認める仕組みとされまして、その結果、七十四校の法科大学院がつくられた。それが、ピーク時には入学生定員が六千人近くと、これが、やや過大な規模であつたということが一つの要因だろうと思つています。それから、特に法学未修者の司法試験合格率が低迷しておりますので、法学未修者の教育の在り方についても十分でなかつたところがあるのであらうと、課題があつたと思つています。

それで、このようことから、現在、文部科学省におかれては、法科大学院の定員削減や統廃合といった組織見直しを促進する施策をいろいろ努力していただいております。それから、法曹養成制度改革推進会議でも、法科大学院の組織見直しを促す観点から、教員派遣、実務家を教員として派遣する見直し方策についても決定をしたところ

でございます。こういう努力を通じて教育資源の集中を図つて質の向上につなげていきたいということでございます。それから、文部科学省におかれては、法学未修者がより基本的な法律科目、基本法と申しますが、そういうものを重点的に学ぶことのできる仕組みの検討などを進めていただいているというところでございます。

○行田邦子君 御丁寧な答弁をいただきましたが、今大臣の答弁でもありましたが、司法試験の合格率を全体を引き下げてしまつてい一つの原因というのが法学未修者の司法試験の合格率が非常に低いということ、これは数字として出ているわけでありまして、例えば、平成二十五年年度は、法学未修者に限つて言うとなん千三百三十四人、合格者がそのうち七百二十二人と、一六・六%という低い合格率になつております。

そこで、関連して大臣に質問させていただきます。平成十四年の閣議決定のときに明記されていたと思つても、法曹界においての多様な人材の確保が必要であると、それは法学部以外の学部の出身者であつたりとか、また社会人経験がある方であつたり、こういった多様な人材を確保する必要が求められているといったことが言われていたかと思つています。

そこで、その流れで、法学未修者についても、しっかりと法科大学院に受け入れて、そして法曹として育てていこうといった流れがあつたかと思つておりますけれども、そこで大臣に伺いたいと思うんですけれども、法曹においてなぜ多様な人材といたのが求められるのでしょうか。大臣御自身の御意見を伺いたいと思つています。

○国務大臣(谷垣禎一君) やはり、法律家に求められる、何というんでしょうか、識見が非常に多様化、複雑化しているというよりか、法律問題、法律が裁かなければならない問題自身が極めて多様化、複雑化しているのではないかと思つています。例えば、訴訟におきまして、極めて基本的な、何というんでしょうか、基本法で裁けるとい

うよりか、かなり行政的あるいは政治的な判断、司法部でございますから政治的な判断と言つてはいいませんが、本来なら政治過程で解決すべき問題が司法に持ち込まれるというようなことも多々あるように思つています。それから、経済とか金融等々は国内の秩序、国内の在り方だけでは判断ができませんで、やっぱり国際的な経済動向、金融動向というものがある程度通じていないと法律家としても処理ができないということがあろうかと思つています。

さらに、人権とか環境問題、それから、そういうのは地球的規模の問題でございますが、同時に、犯罪等も国内の対応だけではうまく裁けない場合が、国際犯罪とかテロとかいうようなものをどう裁いていくかということになりますと、なかなか国内的な知見だけでは不十分である。もう挙げれば切りがございませんが、知的財産権であっても、医療過誤であつても、労働関係等々、これは国際化だけじゃなしに、非常に物事が複雑化してきて多様化してきている、こういうふうになつていくわけですね。

ですから、それを法律問題として処理をしていくには、やはり多様な人材がなければいけない。そういう、何というか、理想がロースクールをつつたときに強くあつたと思つています。現在、もういろいろな問題は司法試験改革で出てきているわけでありまして、そういう需要があること自体は少しも変わらないので、我が国の法曹養成制度がどういうふうにしてそういうのに対応できる人材をリクルートし、養成するかというのは、引き続き喫緊の課題ではないかと思つております。

○行田邦子君 司法に持ち込まれる案件が非常に複雑化、多様化、また専門化していると、国際化しているということも言えるかと思つています。そうした中で、引き続きやはり法曹界に多様な人材を育てて、また送り込むといったことが求められているというふうには、今の大臣の御答弁を聞いて私も同感いたしました。

左右するわけですよ。それで、届出は休日でも時間外でも受領する扱いになっていきます。それに対応する職員について、市区町村長が何らかの任命行為を行い、地方公務員と同等の職責を課した上で受領権限を与えた職員などによって行われるべきであって、委託警備員などの民間業者について、守秘義務、懲戒処分など、地方公務員として当然の職責が与えられていない人による対応はできないという運用になっていくと思うんですね。そうした趣旨や本人確認の重要性、これは現在も将来も変わらないと思いますが、局長、いかがでしょう。

○政府参考人(深山卓也君) 今委員から御紹介がありましたように、運用として、これは民事局長名の通達、それから課長名の依命通知等々で運用上の指針が示されているところですから、時間外に創設の届出を受領する者につきましては、任命行為を行って、地方公務員と同等の守秘義務等を課した上でそのような事務を取り扱わせるというのには、これはそういう運用になっているというのには御指摘のとおりでございます。

○仁比聡平君 もう一点、十九年の改正で、戸籍謄本を請求するといった証明の要件や手続も厳格にされました。窓口でも郵送による請求でも、交付請求に対しては職員による一件ごとの交付決定を行うべきものであって、まさか交付後に、翌日何百通とまとめて決裁するといった扱いはあってはならないと思いますが、局長、いかがでしょう。

○政府参考人(深山卓也君) 戸籍の謄抄本の交付請求がされた場合には、その交付の要件に該当するかどうかという判断は、当然のことながら一件一件について一件ごとに市区町村の職員が行うべきものと思っております。

○仁比聡平君 そうした戸籍事務を、市区町村長の事務ということになっているわけですが、法定受託事務なんです、もちろん首長さんが自分ではできませんから、代わって行う戸籍事務の補助者という概念があります。この補助者は、取扱い

では市町村長が選任し、異動させたときには法務局にその旨を報告しなければならぬことになっていて、その氏名や生年月日、経歴などが法務局に報告される、そういう扱いですね、局長。

○政府参考人(深山卓也君) そののとりの扱いとっております。

○仁比聡平君 民営化が仮に請負で行われた場合に、市区町村長は委託先で誰が働いているのかを把握できないんですね。これ、すれば偽装請負ということになりませんか。これはもうこの準則に沿うものとは全く言えないことになりませんか。こうしたことを始め、戸籍法とその運用実務に関する通達などはおよそ民間委託を想定していいのであつて、これ、もし九〇と委託を進めるとなれば、法とこれまでの運用との矛盾は私は激しくなるばかりだと思っております。

これは私の感想ですが、昨年三月に三百十七号通知というのがありまして、これ局長、読みますと、一般的に本人確認は事実上の行為、補助的行為であるかのようにも読めるんですね。ですけど、今日お話を改めて伺って見ても、本人確認には様々な重みや場面があつて、一律に全てが事実上の行為だと決めつけられるものではないのではないかと思っております。いかがでしょうか。

○政府参考人(深山卓也君) 本人確認の方法は先ほど述べたとおりで、一番の原則的なやり方は、運転免許証等々の身分証明の公的書類等を出していただいて御本人であることを確認する。これは事実的な行為、裁量性のない事実的な行為だと思っております。本人確認でもそのような手段が取れない場合に、戸籍のデータを見ながら質問を發して、その答えぶりによって本人であることを確認するというやり方も、先ほど来申し上げておりました、許容されております。このやり方は機械的、事実的な行為とは言いきれないのではないかと、御指摘であれば、それはそういう面があると思っております。

○仁比聡平君 大臣、感想だけでも伺いたいんですが、いずれにしても、平成十九年改正法のこの

重みに照らしたときに、本人確認だとか不受理申出の制度趣旨がいささかも揺らいではならないと思っております。いかがでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 平成十九年の戸籍法改正というのはなかなか大きな改正だったと私も思っています。一つは、今まで戸籍は公開制度だったけれども、個人情報保護も図ろうということですし、それから、記載の真实性を担保するためにいろいろな制度をつくっていくということであつたわけですね。

そこで、今おっしゃった平成二十五年三月の民事一課長の通知がございますが、これは当時、戸籍事務の一部を民間の事業者に委託できる場合を整理し、そういうことが始まってまいりましたので整理しておこうということでございますが、要は、ここで言っていることは、市町村がそのような委託を行う場合であっても、平成十九年の戸籍法改正の趣旨に基づいて、戸籍の謄抄本の交付請求の要件該当性の判断あるいは創設の届出における本人確認、これは厳正かつ適切に処理される必要があると、こういうことだろうと私は思います。

○仁比聡平君 ありがとうございます。

○谷亮子君 生活の党、谷亮子です。本日の議題であります法曹養成制度等現下の諸課題に関する件につきまして質問させていただきます。昨年八月に谷垣法務大臣を始めとする法務省矯正局、保護局の方々が視察されましたフランスのソーシャルファームにつきまして伺いさせていただきます。

谷垣大臣におかれましては、フランスに行かれる前にはルーミアアにも視察に行かれていらっしゃると思いますが、フランスではトビロ司法大臣と日本最高裁に相当いたします破毀院のラマンダ院長と会談をされました。日本における裁判員制度、そして法曹養成制度、さらには再犯防止等の制度はフランスを相当程度これはモデルといえますか参考とされていると言われておりまして、そ

の運用状況等につきましても様々に意見交換が行われたというふうに思います。

また、刑務所やソーシャルファームにおけるこれは代表的な施設でありますジャルダン・ド・コカーニエの施設の方にも視察に行かれまして、フランスにおける罪を犯した人の社会復帰に向けた取組の実情等を調査されたと同っております。

そして、特に再犯防止という観点からどのような工夫をフランスでされているのかということも谷垣大臣が実際によく見てきたという強い思いもあっていらつしやいます。大変積極的であり、今後に生かされると期待される視察であつたと私は思っております。

このフランスのソーシャルファームであるジャルダン・ド・コカーニエでございますが、こちらは一九九一年に設立されましてNPOによって運営される施設でございます。現在、刑期を終えられた方々や身体に障害のある方々などの自立や更生を目指す就労者の方々に農作業に取り組んでいただきながら就労支援をするというものでございます。

元々フランスのソーシャルファームは、一九七〇年代に、イタリア、ドイツ、またイギリスで始まったとも言われていますが、フランスでは元々農民は絶対に失業しないとも言われていた農業王国でもあるんですが、一九七〇年代に石油ショックによつて耕作放棄地が広がってしまったという時代がございました。こうした休耕地を再利用して失業者のために何かできないかということで誕生したのがフランスのソーシャルファーム、ジャルダン・ド・コカーニエであつたと伺っております。

をお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) フランスは、司法制度等々いろいろ日本が参考にしてきた国の一つでもございまして、特に検察官や裁判官は相互交流もかなり盛んに行ってきた国でございましてけれども、今回、改めてこのソーシャルファームを見まして、矯正とか保護の領域、罪を犯した人の社会復帰をどう支援していくかというような各国の取組の状況を参考にしてお互いに意見交換をするというのには極めて意味が深いのではないかと、こんな思いを持って帰ってまいりました。

それで、おっしゃる通りに、ジャルダン・ド・コカーニュという施設に行つたんですが、これはフランスで百二十か所ぐらいの、その支部と申しますかそういうものがございまして、要するに、農業を通じて就労支援をやつていこうと、それで地域の理解や協力を得ながら、刑務所を出た人たちあるいは薬物依存者、こういう様々な背景を持つ人たちの自立を図ろうという民間の施設でございまして。

私が見たところは、事業開始から数年程度、比較的新しいところではありましたが、農産物の生産、加工、それから販売、こういった事業経営もお話を伺つた限りではなかなか安定しております。これは農業国フランスならではの先駆的な取組だなど、刑務所出所者等の再犯防止の観点からも大きな意義があると感じたところでございまして。

日本でもこういう農業を通じた、何というんでしょうか、支援と申しますか、社会復帰支援というのは始まつておりますけれども、そしてこのジャルダン・ド・コカーニュの方が日本のそういう施設をまた御覧に日本においでになつたということもございまして、こういう各国の取組を参考にするといいことを私はずっともともと日本もやつていってよいのではないかと、このように思つてるところでございまして。

○谷亮子君 谷垣大臣、ありがとうございます。

フランスでのソーシャルファームというのは、今、谷垣大臣から御紹介ございましたように、百二十か所、フランスでは広がりを見せて実際に経営されているということで、四千人の雇用を生み出しているという現状があります。日本でのソーシャルファームというのはまだまだその広がりというのには見せていない状況にありますが、取組というのは、二〇〇七年、八年ぐらいから積極的な取組が目指されているということで、その目標数値というの、全国に二千か所ぐらい設置をしたという、これはあくまでも目標であります。そういう話をされているということも私も伺つてるところでございまして。

そこで、次に、日本のソーシャルファームについて少し伺いたいというふうに思ひます。次の質問通告は分けていたんですけれども、一と三は方針まで伺いたいと思ひますので併せてお答えいただければというふうに思つております。

日本のソーシャルファームについてでございますけれども、日本のソーシャルファームは、身体に障害のある方や刑期を終えた方や御高齢の方等々が適切な仕事を得られないのに対しまして、一般の方と一緒に働いていくという就労を支援するものでございまして、その特徴として挙げられることは、税金を使って福祉サービスではなく、あくまでもビジネスとして事業を行うという点にあると思ひます。

ソーシャルファームは、税金や助成金を当てにせず、自分の得手を生かし、やりがいを持って地域社会で働き、また人から感謝をされたり、自分自身が感謝をし喜びを得ることができ、そうした社会的な企業でもございまして。もちろん、一般市場で通用する商品力であったり仕事力であったり対応力、そのようなことも必要とされますし、民間企業との競争ということもこれ同時に考えられるところでございまして。

そして、その点にしましては、やはり経営と社会貢献を両立できる人材の存在は欠かせないということも言われておりまして、社会での競争が

できる力を必要とこれは同時にされるということでもございまして。

また、熊本県では地域に根差したソーシャルファームの多様な試みが行われているということもございまして、こちらには谷垣大臣も、熊本県の菊池市で、再チャレンジを支える街づくりということで、再犯防止と社会復帰支援について地域の方々と車座ふるさとトークというのを開催されていらつしやいました。

そこで、法務省といたしまして、日本のソーシャルファームに刑期を終えた方の参加を促進する取組というのは検討されておりますでしょうか。そして、取り組まれる場合の方針がございましてらお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(齊藤雄彦君) お答え申し上げます。

平成二十四年七月に犯罪対策閣僚会議が策定されました再犯防止に向けた総合対策におきましても、ソーシャルファームの普及に向けた支援等について検討することというふうにされてるところでございまして。これを受けまして、全国の保護観察所、ソーシャルファームの開拓を進めておりまして、二十六年三月末現在で、私も把握しております限り、保護観察所との連携のあるソーシャルファームは全国に六十九団体ございまして、そのうち二十一団体が刑務所出所者等の雇用の事例があるというふうに承知しているところでございまして。

法務省におきましては、平成二十五年度から、刑務所出所者等の雇用に理解をいただいております。ソーシャルファームと全国の保護観察所との間でソーシャルファーム雇用推進連絡協議会というものを開催して、相互理解を深めて連携の構築に努めているところでございまして。

引き続き、協議会等で収集した情報を踏まえ、刑務所出所者等の雇用に理解をいただけるソーシャルファームとの一層の連携を進めて連携の構築に努めてまいりたいというふうに思つており

ます。

○谷亮子君 御丁寧にありがとうございます。やはりこの日本のソーシャルファームということで、非常にその取組というのは多種多様でございまして、その辺の取組ということも、今後、社会復帰の場ということで、しっかりと、いろいろな問題があると思ひますけれども、是非とも克服して、そして積極的な取組となるように頑張つていただきたいというふうにも思つております。

先ほど話をさせていただきましたけれども、熊本では地域に根差したソーシャルファームの多様な試みがずつと行われておりまして、協力雇用主の方がごうも言つていらつしやるんですね。農業による更生支援の可能性はいろいろあると思つた、こうした御理解の下で農業を活用した再犯防止プロジェクトという取組がございまして、過疎化によつて増え続けています耕作放棄地を活用して農村の再生へつなげていきたいということもございまして。

このことに関しましては、関東と九州の四つの団体が参加しております。その四つの団体のうちの一つ、熊本県のこれは有有限会社ファームきくちさんにおかれましては、谷垣大臣も視察に行かれていらつしやいます。地域社会のリーダー的な保護司の方が八年前から耕作放棄地を借り受け、古代米などの生産に取り組み、少年院を出院した方らの指導に当たつてきたということもございまして。長期的には、農業プロジェクトの生産物を職親プロジェクト参加企業が安定的に買い取るようなネットワークの構築や、全国の支援団体の活動拠点の建設なども必要とされております。

私も本委員会での職親プロジェクトについては取り上げさせていただきます。日本財団が中心となつて民間の企業の方たちがそうした取組に積極的、大きな御理解の下、協力してくださつていられるということもございまして。そして、現在、過疎と後継者不足から、今や耕作放棄地は全国で埼玉県とは同じ四百万ヘクタールにも上つてい

ると言われておりまして、このプロジェクトは農村の再生にもつながるものと言われているわけでございます。

そこで、法務省として、農業を、刑期を終えた方の雇用、これは再犯防止のための取組に取り入れられる方針があるのかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○政府参考人(齊藤雄彦君) お答え申し上げます。

先ほどのジャルダンを運営されておられるヘンケルさんなどもおっしゃっておられたんですけど、やはり多くの方がおっしゃっているんですけど、農業を学ぶということ、刑務所を出てきた人が農業を学ぶということは、その技術を得てきたということもありませんし、また働くということに對する習慣、さらに喜びを知ると、さらに、農業というのは自然を相手ですので、そういうことから心も育まれるということ、それからさらに、先生おっしゃったように、休耕地とか地域にも寄与する部分もあろうかと思っております。

そういうことで、法務省といたしましても、可能な範囲で関係省庁と連携して、農業と更生保護というところで進めていきたいというふうに思っております。今、国の施設といたしましては、北海道の沼田とそれから茨城県のひたしなかに市の国の施設の就労支援センターというのを設置しております。

沼田では、少年院を仮退院してきた少年たちで農業をしたいという者を預かりまして、地元の沼田町がやっております農業実習センター、そこへ行ってもらって、地元の人もいろいろ支援してくださって、農業を通じて、農業の技術を学ぶとともに、また心を育むということをやっております。

また、茨城では、農水省さんの御協力も得まして、茨城のセンターでいろいろ農業の研修をした上、地元の農家さんの御協力も得て実際農業をやるというふうなこともやっております。実際に就労される方も出てきているということでございます。

ございます。

今後とも、更生保護と農業ということで進めていきたいです。実際そういうところで研修された方の就職先などの開拓にも努めていきたいというふうに思っているところでございます。

○谷亮子君 ありがとうございます。

現在、各省庁と連携を図ってその取組というのは進められているということで、非常に大きな取組になってくるのかなというふうに思います。そして、その中で、やはり法務省がリーダー的存在となつて、刑を受けている、刑を受けた後でもその取組というのを是非とも進めていっていただきたいなと思っております。

そして、刑期を終えた方の自立を進める施策という意味では、その施設の設置面でもこれは取組が進められてきている現状でございます。刑期を終えた方の自立を進める施設としては、更生保護法人によって運営されます更生保護施設が全国にこれは百一施設、そして社会福祉法人、特定非常利活動法人及び社団法人により、それぞれこれは一つの施設の、合計百四の施設が全国に設置をされておりました。また、自立準備ホームやボランティア団体のBBS会が活動をいたしております。やはり、刑期を終えた方を社会全体で自立を助けるためには、一般の、また民間の企業の方の力も大きな存在であると言われております。

そして、もう一点、やはり協力雇用主の方もいらっしゃるしまして、やはり犯罪、また非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察又は更生緊急保護の対象者を、その事情を理解した上で雇用をし、改善更生に協力する民間のこれは事業主でいらっしゃると思います。

また、その協力雇用主による雇用の拡大をする方策の一つとして、平成二十五年五月から、更生保護施設又は自立準備ホームに委託される、これは、仮釈放の方又は更生緊急保護対象者を雇用し、職場の定着のための働きかけを行った協力雇用主に対して職場定着協力者謝金を支給する

ということになりましたけれども、その取組について、どのような取組であるかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○政府参考人(齊藤雄彦君) お答え申し上げます。

委員も御指摘のとおり、やはり立ち直りに就労というのが極めて大事だということでございまして。そして、その就労ということでございますが、多くの方に協力していただいておりますが、前科前歴があることを知りながら、雇いませうというふうな手を挙げてくださっている協力雇用主さん下での雇用の拡大というのがやっぱり非常に重要だと。協力雇用主さん、昨年四月一日現在でたしか一万一千だったんですが、今年四月一日現在ではたしか一万二千六百まで増えているというふうに、速報ですが、聞いております。

ただ、いかにせん、小さな規模の方々が多く、なかなかプラスアルファで雇う余裕もないという方も多々ございますので、できるだけ支援を強めていかなければいけないということで、今御指摘のあった職場定着協力者謝金は平成二十五年に導入したもので、雇用していただく。雇用していただいた人にオン・ザ・ジョブ・トレーニングで仕事もいろいろ教えていただくし、生活指導もいろいろしていただく。そして、その様子をまた観察所の方にも報告してもらおうと。観察所はその報告を基に更に処遇に活用すると。そういうふうな処遇に活用していただくというふうな位置付けをいたしまして、協力雇用主の方々です。ね、謝金をお支払いするという制度を導入したものでございまして、当初の制度では約三か月間で約六万円余りをお支払いするという制度になっていたものでございます。

○谷亮子君 ありがとうございます。

その協力雇用主の方におかれましては、今御説明があったとおり、そうした謝金が支給されているという現状が分かりました。

そして、昨年の段階では、こうした協力雇用主におかれましては、個人、法人合わせて一万一千

四十四あると伺っていたんですけども、今の新しい最新のデータを御説明いただきました。今年は一萬二千六百に増加をしているということでございます。

実際にこうして雇用していただいた人数というのは、これは平成二十五年四月一日の私が持っているデータなんですけれども、一万一千四十四の個人、法人合わせていらつしたのにもかわからず、実際に雇用された数というのは八百七十九人、これは平成二十五年、昨年の段階ですが、設置場所はあるけれども、雇用主の方はいらつしやるだけけれども、実際に雇用される数というのが非常に伸び悩んでいるという、これは報道ベースでございましてけれども、私は是非、こうした職場定着協力者謝金の取組と併せて、何かそういうした優遇的な措置、必要な措置が講じられることによつてより良い取組になっていくのではないかなと考えるわけなんです。その辺、必要な措置を講ずるお考えがあるかどうか、必要があるかどうか、御所見を伺いたいと思っております。

○政府参考人(齊藤雄彦君) お答えいたします。

先ほどからお話の出しております職場定着協力者謝金、平成二十五年は大まかに言いますと大体雇用していただく三か月で六万円余り、七万円ぐらゐという制度だったんですが、本年度はこれを更に期間を延ばしていただきました。大体六か月間ぐらゐまで延ばしていただきました。大体十二万円ぐらゐをお支払いできるといって制度に拡大させていただいたところでございます。

それから、協力雇用主さんに対しては可能な限りの支援が必要と思っております。今、地方自治体の中で協力雇用主さんに対して、地方自治体が発注する公共工事について、社会貢献とかいろいろな形で加算して公共工事の入札に優遇措置を講じてくださるところが随分出てきております。こういう動きを全国的に広げていきたいと思っております。すし、法務省におきましても、そのような取組を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○谷亮子君 ありがとうございます。支給額というのも七万円ぐらいだったのが今十二万円になったということで、非常に積極的な取組であるというふうに思いますし、さらに、そうした社会復帰の場というのが今後求められてくると思いますし、いろいろな取組を是非とも法務省としてもお願いをさせていただきたいというふうに思っております。

そして、次に、日本ユニシスが構成企業を務める法務省の民間資金活用型社会資本整備事業、PFI事業で、山口県的美祿社会復帰促進センターでこれは再犯防止プログラムの提供を開始しているということでございます。このプログラムは、一定の技術水準を持つ刑期中の方等に対して、これは職業訓練としてIT教育を行い、職業訓練終了後は習得したプログラミング能力を活用して、刑務所内で実際のプログラム開発作業を行うというものでございます。また、刑期中に十分な技能を習得し、一定の基準を満たした人材を日本ユニシスの関連会社で採用し、出所後の働く場が提供されるという、職業訓練から刑務作業の提供、そして出所後の採用まで、一貫した再犯防止プログラムであるというふうに伺っておりますけれども、そこで、法務省は、刑期を終えた雇用について、高いIT技術水準の民間企業との協力を今後どのように進めるのか、方針を、もしございましたら聞かせていただきたいと思っております。

○政府参考人(西田博君) お答えいたします。今おっしゃいましたように、山口県美祿市にあります美祿社会復帰促進センターでは、コンピュータプログラミング教育を職業訓練として行いまして、それが終了しましたら、今度は刑務作業として彼らにプログラミングをやらせまして、一定の精度というか技能を持った者については、釈放後、就労先の確保について協力をするという再犯防止協力事業ということでやっていただいているところでございます。

実は、こういったIT関連業種だけではなく、先ほど申しましたPFI事業をやっておりま

す社会復帰促進センター、四つの施設では、それ以外のものについても民間のノウハウを活用しまして労働需要を踏まえた多様な職業訓練をやっております。それで、さらにそれを受けて、その後の後継の事業として、公共サービス改革法に基づいて刑務所業務の一部を民間委託しております三つの施設があるんですけれども、ここではまた独特のやり方をやっております。刑務所内で、受刑者の就労支援に理解のある民間企業から個別説明とか面接を行う職業フォーラムというものを実施しまして、出所者の就労に結び付くような取組をやっております。

出所者の雇用を促進する上では、そういった民間の持つておりますノウハウとかネットワークというのは非常に貴重でございますので、これからできる限りそういったことを活用して、就労支援とか出所支援とか、そういったことに取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長(荒木清寛君) 谷さん、時間が来ておりますので、おまとめください。

○谷亮子君 はい。ありがとうございます。やはり第一義的に行われなければならないのは被害者救済でございます。それを前提として、やはり再犯防止を行うということでは、事件がなくなっていくという問題意識を持ちまして、今日は取り上げさせていただいた次第でございました。

やはり無職者は有職者に比べて再犯率が五割あるという統計もありますので、その仕事の必要性というのが求められている現状であるということも申し上げさせていただきます。質問を終わります。

○糸数慶子君 無所属の糸数慶子です。よろしくお願いたします。

本日は、法曹養成制度等の現下の諸課題に関する件の中で、女子刑務所の問題についてお伺いをしたいと思います。

女子刑務所につきましては過剰収容を始め様々な問題があることについて、私、先日も御質問させていただきました。今、マスコミ報道でも女子刑務所問題が大きく取り上げられております。私、先日、ユニチューブにアップされております民放の番組で、佐賀県の鳥栖市にあります女子刑務所、それから和歌山県女子刑務所のレポート番組を改めて見てまいりました。そこで共通していることは、過剰収容そして収容者の高齢化、多様化、さらに女子刑務官の厳しい仕事の自身が報道されておりました。

女子刑務所数、収容者の数ですが、これは一九八二年の千六百二十人から二〇一一年の四千六百十人と、三十年で約三倍に増えているというふうな言われております。そこで、まず、この過剰収容状態について、各女子刑務所の現状と過剰収容の状態を解消する予定などについて法務省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(西田博君) お答えいたします。女子刑務所は、御指摘がございましたとおり、収容人員は非常に増えて、増えたままでございます。具体的に申し上げますと、平成十八年末現在におきまして、収容人員は四千四百五十二人、収容率約一三二・六％という著しい過剰収容状態でございます。

そんなこともございまして、当局におきまして、平成十七年以降、例えば、五百人の定員を持つ福岡刑務支所、それから女子八百人の定員を持つ美祿社会復帰促進センターの新設、それから二百人の収容定員を持ちます加古川刑務所に女子収容区画を新設するなど、そういったことで収容定員の拡充を図ってきたところでございます。

その結果、平成二十五年末現在の速報値において申し上げますと、全女子受刑者収容人員は四千四百二十一人と余り変わっておりませんけれども、収容率につきましては九七・七％ということになっております。ただ、先ほどちょっとお話しございました栃木刑務所とか和歌山刑務所、岩国刑務所、麓刑務所といった女子刑務所は、いずれも

収容率がまだに一〇〇％を超える過剰収容状態が続いております。当局におきましては、こういった女子刑務所の過剰収容状態の対策として、男子の刑務所の全部又は一部を女子被収容者の収容区域に転用することを計画しております。具体的に申し上げますと、本年度、男子施設でございました松山刑務所所管の西条刑務支所に女子受刑者を収容することとし、これに必要な人的、物的体制を整備したところでございます。本年度中に収容を開始したいと考えております。

今後とも、収容動向を見ながら収容能力の拡充に努めてまいりたいというところでございます。○糸数慶子君 多少は緩和されているとは申しませんが、まだまだだというふうな感想を抱きました。

昨年の三月には、谷垣法務大臣も、元参議院で前千葉県知事の堂本先生や、それから南野元法務大臣、こういった方々をメンバーとする女子刑務所の在り方研究会より五項目にわたる要望書を受け取られたというふうに聞いております。その際、大臣も、これらの要望に関して、女子刑務所の抱える問題点については法務省も同様の認識であるということ、それから、同研究会の協力も得ながら改善を目指したいというふうなことを回答されております。また、昨年の六月にも同研究会の委員が具体的な要望を含んだ中間報告を手渡されたということですが、これらの要望に対してどのような対策を講じられたのか、また今後講じていく予定があるのか、谷垣法務大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(谷垣禎一君) 女子の刑事施設は、今、糸数委員がおっしゃいましたように、過剰収容とか高率収容、それから随分高齢者もたくさんおります。また、男子の刑務所で余り経験しないんですが、摂食障害というふうなこともいろいろ、やはり女性特有の問題もたくさん抱えている。それから、女性職員、勤務が過酷なこともあり

まして、なかなか女性職員の定着率が低いと、こ
ういうような悩みを抱えております。今御指摘の
堂本前知事、それから南野元法務大臣、非常に関
心を持たれて心配をされて、熱心に研究をし
ていただいで御提言をいただいたわけでありま
す。これは女子刑事施設の適切な運営に関する極
めて適切な御提言をいただいたなと思っております。

それで、そういう要望内容を踏まえながら、一
つは過剰収容、高率収容問題、それから女子受刑
者特有の問題、摂食障害等々、それから薬物犯罪
というのが非常に多いものですから、そういうと
ころに着目した指導とか支援の充実。それから、
これは女性刑務官がなかなか定着率が低いとい
うことの関連もあるわけですが、地域の医療とか福
祉等の専門家の支援がやはり必要である、つまり
地域とのネットワークをつくっていく必要がある
と。それから、女子職員の職場環境と申しますか
勤務環境を改善して、育成、定着を図ると。こ
ういふに御提言に基づいて今総合的に検討して
取組を始めているところでございまして、ここは
力を入れてやっていきたいと考えております。

○糸数慶子君 ありがとうございます。
今大臣からも御答弁がございましたが、この女
子刑務所の処遇改善に関しては、法務省も、先ほ
ど紹介いたしました佐賀県にある麓、それから栃
木、さらに和歌山のこの三つの刑務所において二
〇一四年度からモデル事業を開始する予定とい
うふうに聞いております。

そこで、これらのモデル事業の内容、特に女子
受刑者に対する医療体制の整備に関して説明をお
願ひしたいと思ひます。また、これらの事業を今
後他の六か所の女子刑務所の施設に対しても行っ
ていく予定があるかどうか、併せて法務省にお伺
いをしたいと思います。

○政府参考人(西田博君) 答えいたします。

地域支援モデル事業と申しますのは、女子刑務
所が所在しております地域の医療、福祉等の専門
家の協力、支援を得られる仕組みをつくるという

ものでございまして、この仕組みを利用しまし
て、あらゆる専門家の助言、指導を得ることで女
子受刑者特有の問題に着目した処遇の充実等を図
りたいと思ひます。

女子受刑者特有の問題としては、被虐待体
験や性被害による心的外傷がありました。また
摂食障害を有する者、それから妊産婦等、そう
いった者への対応がございまして、例えば
地域の看護師協会ですとか社会福祉協議会です
とかそれから助産師会ですとか、そういったところ
の協力を得まして専門家を派遣していただいて、
当該受刑者に対する面接指導とか、それとか講義
を実施してもらうことで多少なりとも受刑者のそ
ういった問題の改善を図りたいというふうに考
えているものでございます。

それで、今後の話でございますけれども、今三
庁で、先ほど申し上げました栃木刑務所、和歌山
刑務所、麓刑務所でもやり始めたモデル事業、この
三庁の取組状況について、その効果をどうに検
証しながら、できれば今後、他の女子刑務所への
拡充についてもちよつと検討してまいりたいとい
うふうに思っております。

○糸数慶子君 ありがとうございます。
女子受刑者の処遇に関しましては、先ほど大臣
からもお話ございましたが、女性刑務官の果たし
ている役割がとりわけ重要であるということに改
めて申し上げるまでもありませんが、しかしなが
ら、その女性の刑務官は採用後数年で辞めていく
というケースが目立ち、受刑者に応じて柔軟な対
応ができるベテランが育ちにくいという問題点も
指摘されております。

そこで、谷垣法務大臣は先日の本委員会でもこ
の女性の採用、登用に積極的である旨答弁されて
おりますし、また、一月の栃木刑務所視察の際に
も、地域を巻き込んだ人材確保が必要だと強く感
じたというふうにおっしゃっていらつしやいま
す。貴重な人材である女性刑務官が長く勤められ
るため、法務省としてどのような対策を取ってお

られるのか、また今後取っていく予定であるの
か、お伺いをいたします。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私も栃木等の女子の刑
務所へ参りました。女性刑務官の話もいろいろ聞
いたりいたしました。

女性刑務官につきましては、これはほかの職場
でもそうでしょうけど、結婚とかあるいは出産、
育児、こういったことがきっかけで離職をしてし
まうという方々が少なくないですね。それか
ら、同時に、先ほど申しました過剰収容の問題に
加えまして、女子刑務所はさつき申し上げたよう
に三庁あるわけでございますが、高齢者から若い
人までいろんな方々、それで、その中で高齢者
も非常に増えている。加えて、精神障害や摂食障
害を有する人たちも多し。こういう多様な受刑
者の対応によりまして、職員負担は極めて重い
ものになっていと言わざるを得ないと思ひんで
す。

そのために離職率も高く、これ、男子の場合と
比べますと、平成二十一年度採用された刑務官
のうち採用後三年以内に離職する者の数字を挙げ
ますと、男性が一五・五％ですが、女性は三四・
四％と極めて高い離職率になっております。そん
なことではなかなかベテランが育ちませんが、女性
刑務官の半分が二十代、こういう若年職員の割合
が極めて高くなっております。なかなかさうい
う若い刑務官だけで受刑者の対応も戸惑うこ
とも多いというふうなことがございます。

こういう中で、女性職員、本当に栃木で拝見し
ても懸命に頑張つて勤務しているんですが、どう
したらこういう女性職員にもっと安心して働いて
もらつて育成、定着を図ることができるとかとい
うのは、法務省にとつて極めて重い課題ござい
ます。

今、矯正局で、女性職員の勤務環境を改善する
ため、定着、育成を図ることも含めて総合的な対
策を詰めているところですが、今後まず、女性職
員いろいろ悩みを抱えている、相談体制を充実し
ていくということは極めて大事だろうと思つてお

ります。

それから、もう若年職員が多いものですから、
社会人枠といいますか、ほかの経験のある方で刑
務官をやつてみたいという方は是非その経験を生
かしてやつていただきたいと思つておりますし、
それから、一度子育て等で退職された方も、再雇
用を希望される方には是非その再雇用に応じてい
ただくということも必要だろうと思ひます。

それから、先ほど申し上げたことですが、地
域の医療、福祉等に係る専門家の支援を得るよう
なネットワークづくりと。やはり高齢の受刑者の
割合がこれだけ増えてまいりますと、福祉との連
携とかいろんなことが起きてまいります。そう
いったことが適切にできるネットワークづくりが
大変大事だろうと思ひます。

それから、過剰収容問題がございまして、男子
刑事施設で少し空いているところが、空いている
というか、かなりゆとりが出てきたところがござ
いますので、そういったところを女子刑事施設
に、収容区域に転用することによって過剰収容対
策も更に進めていかなきゃいけないと。

こういった、多方面というか総合的に刑務官の
勤務環境の改善を努めて、定着、育成というもの
を図つていきたいと考えております。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

やはり女性の特殊な状況であるとか、あるいは
高齢化をしている状況であるとか、先ほどお答え
もいただきましたけれども、また精神や知的や身
体障害のある女性、さらには、今、性同一障害に
対する問題などもございまして。そういうことも考
えていきますと、やはり地域との連携、医療関係
団体との連携なども踏まえて、是非、地域の人的
協力支援などを得られるような仕組みも検討して
いただきたいと思います。

次に、司法修習に対する給費制の復活について
お伺いをしたいと思います。

先ほどから出ておりますように、法科大学院の
入学者が定員数の六割になったとの報道がありま
した。志願者減の背景には、司法試験合格率の低

迷、弁護士就職難など様々な問題があると思いが、経済的な面からは、法科大学院の学費等の負担、あるいは給費制の廃止による司法修習時の無収入といったことも大きいと考えられますが、そこでも、法科大学院の修了時、学生は平均してどのくらい借金をしているか、法務省ないし最高裁はこの点について把握しておられるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(小川秀樹君) お答えいたします。法科大学院生全体につきまして、法科大学院修了時点におきます債務の額につきまして、法務省としては把握しておりません。

もつとも、新司法試験に合格した者について、平成二十三年の五月、これは政府に設けられました法曹の養成に関するフォーラムにおきまして、大学や法科大学院に在学中の奨学金などに関するアンケート調査を実施したことがございます。その結果によりまして、大学及び法科大学院に在学中の奨学金等を利用した者は、有効回答数、これは二千二百三十六ございまして、そのうち約半数でございまして、金額が判明する者について、返還開始時点における総債務額の平均値は約三百四十七万円、総債務額の中央値は約二百九十八万円であるものと承知しております。

○系数慶子君 次に、法科大学院の学費は、これは国立で年間八万から九十万、それから私立の高いいところでは百五十万を越すというふうに関しておきます。その三年分の学費に加えて必要経費、さらに下宿の場合は生活費もかなり掛かりますので、修了時約一千万円の借金を負うことになって、不思議ではないというふうに関しておきます。結果として、法科大学院ルートより予備試験ルートを選択する学生が増えることは当然のことではないかというふうに思います。

法務大臣は、最近のこの法科大学院の受験者数の減少、予備試験受験者数の増加についてどのようかお伺いいたします。予備試験の受験者が増えているということ、それから法科大学院

受験者が減っていると、これは、ただその関係というは実なかなか難しいございまして、予備試験の受験者の中には法科大学院生もおりますので、今のよう形で直ちに評価することは私はかなり難しいと思っております。いずれにせよ、法曹養成制度に対する様々な問題点が指摘をされておりました、それに対する各施策を今検討、実施中でございます。

それで、一つは、先ほど来、法曹人口がどのぐらいいかが適切かという議論が行われておりますが、これはきちつとした調査を基に適切なやはり規模を考えていかなければいけないことだと思っておりますし、それから、法科大学院が必ずしも所期のとおりに動いていないというところの背景には、数が多過ぎたということもございまして、質をどう確保していくかという問題がございまして、これは文科省だけではなく法務省もそれについていろいろ検討しているところでございまして。

それから、就職難ということがあって、やはりなかなか法科大学院へ行ってというふうな感じが出てきてしまふ、これは法曹の活動分野というものがいかに拡大できるかと。それから、一つは、法科大学院のやっぱり時間的、経済的負担という問題もございまして。これは中教審で飛び級等も含めて議論をしていただいていると。

いろいろございしますが、そういうことを総合的にやはりやっていくということが必要なのではないかと思っております。

○系数慶子君 そこで、最高裁判所にお伺いいたしますが、司法修習中のアルバイトを一部認めているとのことであります。これまで司法修習生からアルバイトの申請があり、最高裁がこれを認めなかったケースはどのくらいあるのか、あるとすれば、その場合、認めなかった理由について、職種や時間などについて具体的に示していただきたいと思います。

司法修習生につきましては、最高裁判所の許可がなければ兼職、兼業を行うことができないものでございます。昨年七月の政府の法曹養成制度関係閣僚会議決定におきまして、法科大学院における学生指導を始めとする教育活動につきまして兼業を認めるべきとの提言がなされましたことなどを踏まえまして、最高裁としましては、修習専念義務が定められた趣旨に反しないと考えられる一定の範囲で兼業許可の運用を緩和することとした次第でございます。

現在、司法修習中の第六十七期からこの許可の運用の緩和をいたしました。今年の四月末日までの数字でございますけれども、許可をいたしましたものが二百五十五件でございます。法科大学院あるいは司法試験予備校での指導アシスタントあるいは答案添削が圧倒的多数でございます。

不許可にいたしましたものは二件でございます。かいつまんで概要を申し上げますと、一件はファストフード店におきますアルバイトでございました。ただ、申請内容から見まして、業務内容あるいは業務に従事する時間、これは、平日の夜及び休日等の合計時間を見ますとやはり本人にとって過重になりかねないということから、修習に支障が生ずるおそれが高いということで不許可にいたしましたものでございます。

もう一件は、この申請人の配偶者が弁護士をしておられまして、夫である弁護士の方が法科大学院での教材作成をされておられたと。この夫の方からアルバイトをすることを、そのアルバイトに従事する場所などを勘案いたしましたして、司法修習生の中立性、公正性を損なわないものと言ふことはできないと考えまして、修習に支障を生ずるおそれがあるということで不許可にいたしましたものでございます。

が、そのことを申し上げますと、やはり事務当局は必ず予算の持ち出しですが、司法試験合格者は当初その予定の三千人を下回り、この数年、ほぼ二千人前後を推移しているのが現状であります。また、裁判員関係に關しても、法廷改修など、制度発足時に要する費用はほぼ完了したはずです。

そういたしますと、司法関係の予算に關して見ても、やはり給費制を復活させる余地はあられるのではないかと思います。司法試験合格者の見直しに伴って、給費制の復活や一部給費制といった方法も考えられるのではないかと思います。谷垣法務大臣も三十数年前に給費制の恩恵を受けたお一人として、給費制復活のために是非リーダーシップを発揮すべきだと考えますが、御所見を伺いまして、私の質問を終わりたいと思っております。

○国務大臣(谷垣禎一君) どうも系数委員から、あなたも三十数年前に給費制を受け取ったろうと言われますと答弁が難しいございまして、確かに当時、司法修習生になりました給与をいただき、特に、六月でしたか、ボーナスをいただいたときは大変うれしかった記憶がございまして。

ただ、今、昨年六月の法曹養成制度の検討会議において、貸与制を前提として幾つかの改善策ができたわけですね。それが七月の法曹養成制度関係閣僚会議でも決定されて、先ほど最高裁の人事局長からお話がありましたように、これは兼業許可の話でしたが、六十七期の司法修習生からそれが適用されると。

やや具体的に申し上げますと、貸与制を前提としながら、各地に行われるいわゆる分野別実務修習が行われるときの開始に当たって、そこへ引越さなきやならない、その移転料の支給であるとか、あるいは研修所で全員が集まって行う修習のときに、やはり住まいの問題がございまして、司法研修所の寮に入ることを希望する修習生に対する配慮と、それから先ほどの兼業許可基準の緩和等々がございまして、これ、決定が実施に移されたばかりでございますので、最高裁判所

と連携しながら、運用状況も見ながら、これらの取組を着実に進めていくことが今の段階かなと考
えております。

○糸数慶子君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(荒木清寛君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(荒木清寛君) 司法試験法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。谷垣法務大臣。

○国務大臣(谷垣禎一君) 司法試験法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を図る等の観点から、司法試験の短答式による筆記試験の試験科目の適正化を図るとともに、司法試験の受験期間内におけることができる司法試験の回数についての制限を廃止するため、司法試験法の一部を改正しようとするものでありまして、以下その要点を申し上げます。

第一に、司法試験の短答式による筆記試験の試験科目につき、公法系、民事系及び刑事系に属する七分野の科目としていたものを、憲法、民法及び刑法の三科目とすることとしております。

第二に、司法試験の受験回数につき、法科大学院修了又は司法試験予備試験合格後五年間の受験期間内に受けることができる司法試験の回数についての制限を廃止することとしております。

このほか、施行期日について規定するとともに、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(荒木清寛君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十六分散会

五月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、司法試験法の一部を改正する法律案

司法試験法の一部を改正する法律案

司法試験法の一部を改正する法律案

司法試験法(昭和二十四年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号を次のように改める。

一 憲法

二 民法

三 刑法

第三条第二項第一号中「公法系科目」の下に「憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。」を加え、同項第二号中「民事系科目」の下に「民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。」を加え、同項第三号中「刑事系科目」の下に「刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。」を加える。

第四条第一項中、「三回の範囲内で」を削り、同条第二項中「期間をいう。以下この項において同じ」を「期間をいう」に改め、後段を削る。

附 則

この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

平成二十六年六月二十三日印刷

平成二十六年六月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F